

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊報告書のとおりです。

平成28年3月29日

福島県監査委員 柳沼純子
福島県監査委員 宮下雅志
福島県監査委員 美馬武千代
福島県監査委員 尾形克彦

平成28年3月29日（火曜日）
福島県報号外第25号別冊

平成27年度

行政監査結果報告書

「法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について」

平成28年3月

福島県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	-----	1
第 2	監査の結果	-----	2
1	検査等の実施状況について	-----	2
2	検査等の実施要綱、検査基準、マニュアル等の整備について	-----	4
3	検査等の実施計画について	-----	15
4	検査等の実施体制について	-----	20
5	関連機関との連携について	-----	24
6	検査等結果の取扱いについて	-----	25
7	問題があった際の随時の検査等の対応について	-----	27
第 3	監査委員意見	-----	28
1	検査等の実施要綱、実施基準、マニュアル等の整備について	-----	28
2	検査等の実施計画について	-----	29
3	検査等の実施体制について	-----	32
4	関連機関との連携について	-----	36
5	検査等結果の取扱いについて	-----	36
6	問題があった際の随時の検査等の対応について	-----	38
第 4	まとめ	-----	40
参考資料			
1	監査対象検査等及び対象機関一覧	-----	41
2	監査対象検査等及び対象機関の状況（個別票）	-----	42
3	事前調査における検査等種別一覧	-----	66

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

『法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について』

2 監査の目的

県では、法令等に基づき、農林水産業、商業、環境、医療、福祉、食品衛生等、各分野において、協同組合等の団体、事業者等（以下「団体等」という。）に対する各種検査、監査、立入調査等（以下「検査等」という。）を実施している。

これらの検査等の適切な実施は、団体等の業務適正化及び組織運営の健全化に資するのみならず、住民福祉の向上ひいては行政に対する県民の信頼確保にもつながるものである。

については、法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等が適切に実施されているか等について検証し、今後の適正な検査等事務の実施に資する。

3 監査の着眼点

- (1) 実施要綱、検査基準、マニュアル等が整備されているか。
- (2) 検査等の実施計画は適切か。
- (3) 検査等の実施体制は整備されているか。
- (4) 関係機関との連携は十分なされているか。
- (5) 検査等結果の取扱い（公表、勧告、改善確認等）は適切か。
- (6) 問題があった際、隨時、検査等の対応がなされているか。

4 監査対象機関

県の各機関が法令等に基づき実施する団体等に対する検査等（平成27年4月1日現在。検査実績がない場合も含む。）について、平成24～26年度の検査件数、団体数、実施体制、不適正事案への対応状況等の事前調査を行った（許認可、補助、請負契約、物品納入等に付随する検査並びに国、地方公共団体及び一部事務組合のみを対象とした検査は対象から除外。）。調査報告について、検査実施団体数、不適正事案への対応、部局間のバランス等を考慮の上、検討の結果、24検査等及び25機関を選定し監査対象検査等及び監査対象機関とした。

5 監査の実施期間

平成27年4月から平成28年3月まで

6 監査の方法

監査対象機関から、資料等の提出を求めるとともに、職員による実地調査を行った。それらを踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

第2 監査の結果

1 検査等の実施状況について

県の各部局に対し、検査等の実施状況について事前調査を実施した結果、報告のあった検査等の件数等は以下のとおりである。

表1 検査等の延べ件数、対象団体、実施団体等（単位：件）

年度	検査等 延べ件数	検査等対象 団体数	検査等実施 団体数	左のうち立入等隨時 検査実施団体数	改善通知等の指 導団体数
H24	464	183,311	41,547	20,600	3,232
H25	464	181,354	40,809	20,219	4,206
H26	464	180,191	41,119	20,294	3,939
計	1,392	544,856	123,475	61,113	11,377

検査等の実施機関については、検査等を所管する県本庁機関自ら行うもの、本庁機関と出先機関が合同で行うもの、本庁機関と出先機関が所管を分担して行うもの、出先機関単独で行うもの、所管する本庁機関の指導の下本庁の担当課が行うもの等がある。

また、本庁機関と出先機関が合同で行うものには、本庁機関が主体となって行うもの、出先機関が主体となり本庁機関に応援を求めるものがあるほか、同一検査でも、部局内の本庁や出先機関で行うものと部局間にまたがるものがある。各地方振興局の例では、総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部及び商工労働部（いわき地方振興局は保健福祉部を含む。）といった各部の業務を行っており、検査等の実施は多岐にわたっている状況にある。

表1は本庁機関、出先機関それぞれの検査等の延べ件数、実施団体数等を集計したもので、検査等種別ごとに同一検査を部局ごとに集計したものは以下のとおりである。

これは、本庁の検査等所管課により区分して集計しているが、部局をまたがり本庁各課が実施機関となって行う「公益法人等立入調査」、「公社等外郭団体への関与に関する調査」等は、報告のあった各部局それぞれに重複計上している。

検査等の約7割が自治事務、3割が法定受託事務となっている。なお、同一検査名でも複数の法令等に基づくもので、自治事務と法定受託事務に分かれるものは、表1では多数の法令区分により計上している（例として、社会福祉施設指導監査では、生活保護法による設置施設の監査は法定受託事務だが、その他の法令による施設の監査は自治事務なので、一括して自治事務で計上。）。

表2 部局ごと検査等種別数

所管部局	検査種別数 (A)	(A)のうち自治事務の数	(A)のうち法定受託事務の数	所管課数	実施機関数
総務部	4	2	2	4	4
危機管理部	7	7		2	7
企画調整部	4	2	2	4	4
生活環境部	16	3	13	6	13
保健福祉部	48	41	7	12	18
商工労働部	12	11	1	6	13
農林水産部	30	20	10	10	24
土木部	11	10	1	9	16
出納局	1	1		1	1
企業局	1	1		1	1
病院局	1	1		1	1
教育庁	2	2		6	6
警察本部	9	9		3	24
合計	146	110	36	65	132

事前調査報告による検査等種別は146と多種に上るが、おおまかな類型別に分類すると以下のとおりである。重複する要素もあるが、検査等の主な目的を勘案し分類した。

表3 類型別の部局ごと検査種別数

所管部局	「生活、環境」に関する検査等(A) ・火薬取締保安検査、立入 ・家庭用品品質表示立入 ・消費生活用製品安全立入 ・旅館業立入 ・食品営業施設等監視 ・食品安全対策監視 等	「医療、福祉」に関する検査等(B) ・社会福祉施設指導 ・介護保険事業者指導 ・指定障害福祉サービス事業者指導 ・認可外保育施設指導監督 等	「経済活動、運営状況」に関する検査等(C) ・私立学校学校運営状況調査 ・電気工事業立入 ・特定商取引検査 ・割賦販売法立入 ・特定計量器事業者立入 ・警備業立入 等	「団体」に関する検査等(D) ・公益法人立入 ・商工会等指導、立入 ・農協検査 ・森林組合検査 ・水産業協同組合検査 ・農業共済組合検査 等	「その他」(特定業務等)に関する検査等(E) ・統計立入 ・指定金融機関検査 ・指定自動車教習所検査 等	計
総務部			2	2		4
危機管理部	6		1			7
企画調整部				3	1	4
生活環境部	12		2	2		16
保健福祉部	27	15		6		48
商工労働部	2		4	6		12
農林水産部	4		16	10		30
土木部	5		3	2	1	11
出納局					1	1
企業局					1	1
病院局					1	1
教育庁				2		2
警察本部	3		5		1	9
合計	59	15	33	33	6	146

(A)～(D)の類型に例示した検査等名は、監査対象とした検査等である。定期的に実施するもの、必要に応じて実施するもの、問題があった場合のみ実施するもの等に分かれるが、実施実績がない検査等についても報告を求めた。

部局別、検査等種別ごとの主な状況は、以下のとおりである。

表4 部局別、検査等種別ごとの主な状況

所管部局	検査種別数	実施要綱、要領の有無			検査等マニュアルの有無			研修等実施の有無		
		有	無	有の割合	有	無	有の割合	有	無	有の割合
総務部	4	3	1	75%	2	2	50%	1	3	25%
危機管理部	7	7	0	100%	0	7	0%	3	4	43%
企画調整部	4	2	2	50%	2	2	50%	1	3	25%
生活環境部	16	14	2	88%	9	7	56%	3	13	19%
保健福祉部	48	42	6	88%	23	25	48%	37	11	77%
商工労働部	12	10	2	83%	9	3	75%	8	4	67%
農林水産部	30	19	11	63%	18	12	60%	15	15	50%
土木部	11	6	5	55%	5	6	45%	3	8	27%
出納局	1	1	0	100%	1	0	100%	1	0	100%
企業局	1	1	0	100%	1	0	100%	0	1	0%
病院局	1	1	0	100%	1	0	100%	0	1	0%
教育庁	2	2	0	100%	2	0	100%	1	1	50%
警察本部	9	8	1	89%	6	3	67%	7	2	78%
合計	146	116	30	79%	79	67	54%	80	66	55%

2 検査等の実施要綱、検査基準、マニュアル等の整備について

監査対象検査等及び対象機関における実施要綱等の整備状況その他の状況の一部は、表5のとおりである。監査対象検査等における実施要綱、実施要領等の有無については、全ての検査等において整備されていた。

マニュアルについては、詳細なチェックリスト等がある場合を含めると24検査中21検査(87.5%)で整備されていた。検査基準は、法令等国の基準によるもの、運用により隨時規定するもの及び独自に明文化されていないものがあることから、実施機関の状況により個別に述べる。

「私立学校学校運営状況調査」

私学・法人課が所管及び実施している「私立学校学校運営状況調査」は、実施要綱で「県から運営補助金の交付を受けた学校法人等に対し、補助事業の実績確認及び補助金算定に関する計数把握を行うとともに、私立学校の適正な運営と健全な財務運営、合理的な経営に資するため、私立学校振興助成法並びに福島県補助金等の交付に関する規則の規定に基づき実施する。」と規定している。

私立学校は幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を含み、学校法人設置だけではなく非学校法人立の学校も検査対象としている(H27. 4. 1現在、県内137団体等)。ほとんどの私立学校に対しては運営費補助金が交付されているため、私立学校振興助成法の検査対象となるが、助成のない一部学校についても私立学校法に基づく検査対象となっている。

実施要綱では、全ての学校法人等を対象に毎年度書面監査を実施し、選定により毎年度実地調査を実施するとしている。実際には、大部分の私立学校が補助金等交付対象であることから、書面調査はそれに付随して実施されることとなる。

実地調査も数年に一度は必要と思われるが、膨大な数の私立学校に対する調査は困難であることから、要項上は「事件・事故等、生徒・保護者に関わる重大な問題が生じたもの」、「金銭債務の滞納、財政状況の悪化等、法人運営の健全性に疑いのあるもの」、「生徒・保護者とのトラブル、県への提出書類の遅延や内容不備等、学校運営の健全性に疑いのあるもの」及び「その他、特に調査の必要のあると認めるもの」を対象に選定し、また、新規の補助対象となった学校を設置する学校法人等は翌年度実地調査を実施するとしている。

なお、医療専門学校等他部局等の補助対象となりその指導を受ける学校は、調査対象外としている。

私立学校法（昭和24年法律第270号）では、平成26年4月の法改正・施行で、私立学校全体に対する不信感につながるような異例の事態に対応するため、立入検査、措置命令等の規定が新たに整備されたが、立入検査及び措置命令の実施基準等の規定がない。これについては、現時点では他県においても規定を策定したところがなく、事例が発生していないこと及び私立学校の自主性を尊重するとの原則から、今後の動向を踏まえ、具体的な問題に応じて国とも協議し対応したいとのことであった。

なお、他の検査等においても、立入検査の要綱等は、あらかじめ整備しているもの及び個別の事例に応じその都度策定するものがある。

「公益法人等立入検査」

私学・法人課が総括し、各法人の所管課が福島県公益認定等審議会の庶務をつかさどる職員として実施している「公益法人等立入検査」は、審議会において実施要領を規定し、新公益法人制度における公益法人及び一般移行法人に対する実地検査を行っている。

立入検査は、計画に基づく新公益法人に対する定期検査と必要に応じて新公益法人及び移行法人に対して行う臨時検査がある(H27. 4. 1現在、県内310団体程度。移行未了の団体もあり)。定期検査は、法人の公益認定後おおむね1～3年以内に行い、その後は3年に1回行うこととしている。

要領及び要領に基づく300項目に及ぶ詳細なチェックリストが規定され、担当者研修会も実施されているが、新制度移行後初めての検査を実施している状況であり、各所管課は総じてその対応に苦慮している状況が伺えた。

実施要領では、私学・法人課長は、所管課長から依頼があった場合で必要と認めるとときは、私学・法人課職員を指名し立入検査に同行させるとなっているが、今回調査対象としたスポーツ課、下水道課及び社会教育課の検査では、実施はされていなかった。

なお、検査等の実施時期、実施時間、検査等結果の作成等の詳細は各所管課に任せられており、一定の時期までに検査結果を審議会に報告することとなっているが、検査において指導事項が確認された一部の所管課では、検査指導基準が明確でないことから、指導文書など検査等結果の作成に苦慮した事例が見受けられた。

「火薬類取締法保安検査」

消防保安課が所管し、各地方振興局県民環境部（いわき地方振興局は県民部）が実施している「火薬類取締法保安検査」は、法令に規定する特定施設（火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設で政令で定めるもの）又は火薬庫及び当該特定施設の保安確保のための組織及び方法について、製造業者等が定期に保安検査を受けなければならないとされ、これに基づいて保安検査実施要領が規定されている(H27. 4. 1現在、県内80団体程度。白河市分は権限移譲により市が実施)。同要領により各検査実施機関は、年1回の保安検査の計画を年度当初に策定し、対象者に保安検査申請書を提出させた上で実地検査を実施する。

実施要領には施設種別ごとの調査票により検査項目、検査方法、検査基準、判定基準等が規定されている。

火薬類取締法では併せて立入検査ができる規定もあり、立入検査実施要領を規定し、保安検査対象施設に併せて実施している。

なお、火薬類取締法による立入検査は警察署でも実施されているが、連携等に関する規定はない（警察本部の実施要領通知には連携規定あり）。

「電気工事業立入検査」

同じく消防保安課が所管し、消防保安課と各地方振興局県民環境部（いわき地方振興局は県民部）が実施している「電気工事業立入検査」は、電気工事業を営む者の実態把握による業務適正化を目的とし、新規登録者には立入検査を登録翌年度に必須とし、以降おおむね5年に1回実施すると要領で規定している。

要領では立入検査となっているが、実施方法は規定されておらず、各地方振興局の事

務所において聞き取りによる書面検査として実施している(H27.4.1現在、県内1,200団体程度。白河市分は権限移譲により市が実施)。

なお、この検査については、平成16年度以前は消防保安課が全県分を実施していたが、平成17年度より各地方振興局の実施とし、営業所が各部にまたがる事業者(H27.4.1現在、5団体程度)について消防保安課が実施することとなっているが、平成17年度以降は実施されていない。

立入検査報告書の様式については、検査項目が示され、要領には確認事項が規定されているが、マニュアルやチェックリストがないため、具体的な検査の進め方が明示されていない。また、研修や担当者会議等も開催されておらず、「電気工事業の手引き」はあるものの、立入検査に関する記載はなされていない。

「特定商取引に関する検査」

消費生活課が所管し、実施する「特定商取引に関する検査」は、訪問、通信、電話勧誘販売等、消費者トラブルを生じやすい特定の取引を対象に不公正な勧誘行為等の取締り及び消費者取引の公正を目的に販売業者等に対し行うことができるものとされており、立入検査実施要領とマニュアルに関しては個別事象ごとに作成することとしている。

なお、複数県にまたがる事例は、国（消費者庁及び東北経済産業局）の対応となっている。

「割賦販売法立入検査」

同じく消費生活課が所管し、実施する「割賦販売法立入検査」は、割賦販売の公正な取引、購入者の利益保護等を目的に許可割賦販売業者等に対し行うことができるものとなっている。

許可割賦販売業者とは、婚礼、葬儀、商品売買取次ぎ等、役務の提供に先立って商品の代金や役務の対価を2か月以上の期間にわたり3回以上に分割して受領する業者であり、その主なものは冠婚葬祭互助会、百貨店友の会等が挙げられる(H27.4.1現在、県内互助会8団体、友の会3団体、計11団体)。

検査に当たっては、国(東北経済産業局)の検査実施計画に基づき、国の要領、検査等チェックリストにより合同又は国若しくは県単独で検査を実施しており、検査実績は4～7年に1回の割合となっている。

「家庭用品品質表示法立入検査」

消費生活課が所管し、各地方振興局県民環境部（いわきを除く）が実施している「家庭用品品質表示法立入検査」は、消費者利益の保護を目的として、日常使用する家庭用品の品質に関し、表示すべき事項及び表示方法が標準に合っているかを製造、販売及び表示業者に対して立入検査を行うことができるもので、「家庭用品品質表示法に基づく委任事務の処理要領」により、小売業者（製造業者及び卸売業者兼業を含む。県は町村分、市分は市が実施。）の検査が地方振興局長に委任されている。

毎年度、消費生活課が検査品目を、繊維製品（ハンカチ等）、合成樹脂加工品（かご等）、電気機械器具（電気ポット等）及び雑貨工業品（洋傘等）の4種別から4品目選定し、立入検査計画として通知し、各地方振興局が品目ごとに1店舗以上を選定して、

実地検査を行っている。

店舗の組合せは各地方振興局の判断（重複可）で、チェーン店を選定する場合は1チェーン原則1店舗となっている。

なお、委任要領で立入検査の実施方法、検査及び指導項目等が規定されており、マニュアルは策定されていないが、消費者庁及び経済産業省による品目ごとの詳細なガイドブックがある。

「消費生活用製品安全法立入検査」

同じく消費生活課が所管し、各地方振興局県民環境部（いわきを除く）が実施している「消費生活用製品安全法立入検査」は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止のため、特定製品の製造販売を規制し消費生活用製品の安全性を確保することを目的として特定製品販売事業者及び特定保守製品取扱事業者を対象として検査を行うものである（町村分のみ。市分は市が実施）。

消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れのある特定製品については、国が定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマーク表示がないと販売できず、自己確認が義務付けられている特定製品（圧力鍋、ヘルメット、石油給湯器等）と第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品（ベビーベッド、24時間風呂、ライター等）がある。

また、経年劣化により火災等事故を起こす恐れのある特定保守製品（ガス瞬間湯沸器、石油温風暖房機等）は、設計上の標準使用期間、経年劣化の注意喚起等の表示が義務付けられている。

検査に当たっては、「消費生活用製品安全法に基づく委任事務の処理要領」の規定により、地方振興局長に委任されている。

また、「地方振興局用 特定保守製品取引事業者の立入検査実施マニュアル」として、検査確認事項、違反等に対する措置等が規定されており、毎年度、特定製品検査品目（消費生活課（経済産業省）が選定）について、消費生活課から立入検査計画として通知され、特定保守製品品目（各地方振興局が選定）と併せて、それぞれ1店舗以上を抽出して、各地方振興局で実地検査を行っている。

「社会福祉施設指導監査」

福祉監査課が所管し、福祉監査課、各保健福祉事務所及びいわき地方振興局県民部が合同又は各保健福祉事務所単独で実施している「社会福祉施設指導監査」については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他の法令に基づき、適正な施設運営及び利用者処遇の確保を目的とし、各福祉関係法令により設置された福祉施設に対して監査を行うものである（H27.4.1現在、県分231施設及び中核市の児童福祉施設（認可保育所及び母子生活支援施設を除く。）以外は市が実施）。

各福祉関係法令と福祉施設の所管課は異なっているが、社会福祉法に基づく社会福祉法人の指導監査等を所管する福祉監査課が、各保健福祉事務所の総務企画部担当及び健康福祉部の各福祉関係法令担当と合同で各施設監査を行っている。

なお、市所管の社会福祉法人監査は市が実施することから、市と合同で実施する場合もある。

「社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱」では、保育所のみを運営

する法人及び認可保育所は保健福祉事務所を実施機関と規定しており、保健福祉事務所単独で実施している。

要綱で法人及び施設については、原則2年に1回実地監査を実施するとしている。

ただし、児童福祉施設は、年1回実地検査を行うとしているが、保育所については、監査の効率的実施のため、書面監査とすることができるとしている。

要綱については監査の指摘基準が規定されているほか、要綱に基づき、毎年度、運営指導及び監査方針が策定されている。マニュアルについては策定されていないが、監査調書において詳細なチェック項目が規定されている。

「介護保険事業者指導監査」

同じく福祉監査課が所管し、福祉監査課及び各保健福祉事務所合同で実施している「介護保険事業者指導監査」は、介護保険制度の健全かつ適正な運営確保を図るため、指定居宅介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、指定介護予防サービス事業者等の指定介護保険事業者（H27.4.1現在、県分3,219団体。中核市分は市が実施。グループホーム等地域密着型は市町村が実施。）に対し、適切な運営及び介護報酬の請求がなされているかについて、確認及び指導を行っているものである。

「介護保険施設等指導要綱」及び「介護保険施設等監査要綱」で実地指導及び実地検査が規定され、指導要綱に基づき、毎年度、指導方針が策定されているほか、国による「介護保険施設等実地指導マニュアル」が策定されており、条例と国から発出された解釈通知を関連付けまとめた「主眼事項及び着眼点」介護報酬チェックリスト（国作成）を基に指導監査を行っている。

「介護保険施設等指導監査に関する事務処理要領」では、施設の指導はおおむね4年に1回実地指導を行うとしているが、事業所数が多く年々増加しており、実施は困難な状況にある。

なお、指導方針では、不適正情報等のあった施設には迅速に指導監査を行うとしている。

「指定障害福祉サービス事業者等指導監査」

同じく福祉監査課が所管し、福祉監査課、各保健福祉事務所及びいわき地方振興局県民部が合同で実施している「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」は、障害者自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービスの取扱いとその請求の適正を図ることとして、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者といった指定障害福祉サービス事業者等（H27.4.1現在、県分1,094団体。中核市分は市が実施。）に対し、実地指導及び監査を行うものである。

指導要綱等については、「指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」及び「指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」並びに両要綱に基づく「指定障害福祉サービス事業者等指導監査事務処理要領」が規定され、指導要綱に基づき、毎年度、指導方針が策定されているほか、条例と国から発出された解釈通知を関連付けまとめた「主眼事項及び着眼点」を基に指導監査を行っている。

実施頻度については規定されていないが、国の「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」において、指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者は3年に1回、

指定障害者支援施設は2年に1回と基準が示されているものの、事業所数が多いことから実施は困難な状況にある。

なお、指導方針では、不適正情報等のあった施設には迅速に指導監査を行うとしている。

マニュアルについては整備されているとは言えず、「主眼事項及び着眼点」をチェックリストとしているが、条文及び通知がそのまま記載された資料的なものとなっている。

「旅館業法立入検査」

食品生活衛生課が所管し、各保健福祉事務所が実施している「旅館業法立入検査」は、旅館等施設の衛生確保を目的とし、ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿に対し立入検査を行うものである（H27.4.1現在、県分2,000施設程度。中核市は市が実施。）。

検査確認事項の施設構造基準及び衛生基準は、福島県旅館業法施行条例（昭和43年福島県条例第36号）等で規定されている。旅館において選定により併せて実施するレジオネラ属菌検査に関しては、実施要領及び調査表が規定されているが、旅館業法立入検査自体の検査指導基準及び指導方法は明確になっていないため、旅館業法立入検査の調査票は各保健福祉事務所がそれぞれ独自で作成し使用しており、なかには、更新されていない保健所業務指針を参考に、始末書等の処分を行っているものが見られた。食品生活衛生課では、施設種別及び地域性により検査項目が変わることから共通様式は作成していないとのことであるが、実際に調査を行った2つの保健福祉事務所の様式はほぼ同一のものであった。

なお、業務上活用が期待される管理台帳システムについては、マニュアルはあるものの、一部の保健福祉事務所では活用されていない状況であった。

「食品営業施設監視」及び「食品安全対策監視」

同じく食品生活衛生課が所管し、各保健福祉事務所が実施している「食品営業施設監視」及び「食品安全対策監視」については、ともに食品衛生法に基づき、毎年度県が定める「食品衛生監視指導計画」により、施設の立入検査による食品衛生上の助言指導を主眼として行うもの及び消費者等に提供される食品自体の安全確保を主眼として食品等検査を行うこととしている。

「食品営業施設監視」の対象施設については、許可を要する施設（飲食店、製造業、販売業等）と許可を要しない施設（集団給食施設、製造業、販売業等）があり、県分で50,000施設程度が対象となっており（中核市分は市が実施）、施設の種別により年1回から12回以上の立入目標が設定されている。

監視、指導項目等は法令、福島県食品衛生法施行条例（平成12年福島県条例第80号）、国の通知による食品衛生監視票、集団給食施設の衛生確保に関する要綱、国による「大量調理施設衛生管理マニュアル」等により規定されている。

「福島県食品衛生法施行条例」では、平成27年4月改正施行により、管理運営基準に新たにHACCP（いわゆるハサップ。原材料から製品に至る各食品製造工程における危害を分析し、各工程ごとに管理することにより危害の発生を予防する衛生管理システム）を規定し、導入を推奨している。

「食品安全対策監視」は、重点対象食品を選定し、検査項目ごと（微生物、残留農薬、

汚染物質等）に収去検査（食品営業施設に立入り必要な食品の無償提供を受けて実施する検査）の計画を策定の上、「福島県食中毒対策要綱」の各検査項目に係る検査等実施要領、「不良（違反）食品事務処理マニュアル」等により実施している。なお、両監視について「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」及び「食品安全に係る公表に関する取扱要領」も規定されている。

「認可外保育施設指導監督」

子育て支援課が所管し、各保健福祉事務所が実施している「認可外保育施設指導監督」については、認可外保育施設の適正な運営確保及び児童福祉向上を目的として、国から指導監督指針及び指導監督基準が示され、「認可外保育施設指導監督実施要綱」により、届出対象施設及び届出対象外施設について、実地又は書面調査を行うこととしているものである。

なお、届出対象施設、入所児童数が1日当たり100人以上の施設等は現地調査が原則とされている(H27.4.1現在、県分75施設。中核市分は市が実施。)。

指導監督及び立入調査に関してのマニュアルはないが、現地調査書として詳細なチェックリストが策定されている。

「特定計量器使用事業者立入検査」

商工総務課が所管し、計量検定所が実施している「特定計量器使用事業者立入検査」は、ガス、燃料油、水道メーター、はかり（質量計）等の特定計量器による適正な計量の実施及び消費者の安全・安心確保を図るために、ガス販売店、ガソリンスタンド、水道事業者、食品等販売事業所等に実地検査を行うものである。

特定計量器については、使用前に行う検定、検定有効期間が設定されていない質量計（はかり、おもり及び分銅）について2年に1回行う定期検査並びに計量証明事業に使用するはかり及び環境関係計量器（騒音計、振動計、濃度計等）について2～3年に1回行う計量証明検査が義務付けられている。

ガスマーターは10年、燃料油メーターは7年、水道メーターは8年の検定有効期間があり、全国計量行政会議による「計量法ガイドライン集」を参考におおむね5～6年に1回の実施とされており、県分の対象団体数は約2,700となっている（特定市として指定されている福島、会津若松、郡山及びいわきの各市は市が実施）。

立入検査実施要領で特定計量器立入検査、計量関係事業者立入検査、食品等商品の内容量に関する商品量目立入検査その他随時の立入検査が規定され、立入検査実施細則においてメーター種別及び事業者種別による検査実施方法、調査書等が規定されており、実施細則及び前述の「計量法ガイドライン集」が実務上のマニュアルとなっている。

特定計量器定期検査は、公民館等の指定会場で実施する集合検査並びに計量検定所ではなく計量士が代わって行うものとして、一般社団法人福島県計量協会が出張で行う所在場所検査及び企業の計量士等が行う代検査がそれぞれ実施されている。

定期検査については、平成5年の計量法（平成4年法律第51号）の施行により民間の参入を可能としている「指定定期検査機関制度」が導入され、平成12年の地方分権一括法により計量法の事務が機関委任事務から自治事務となり、計量検定所が必置ではなくなったことから、計量検定所を廃止し本庁機関が事務を行う県が増えている。

「商工会等立入調査」及び「商工会等指導監査」

経営金融課が所管し、経営金融課及び各地方振興局企画商工部がそれぞれ又は合同で実施している「商工会等立入検査」及び「商工会等指導監査」については、立入検査は商工会法（昭和35年法律第89号）及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）、指導監査は「福島県商工会等指導監査実施要領」にそれぞれ基づき、市部商工会議所、市町村部の商工会及び県商工会連合会の適正かつ健全な運営の確保のため、定期的（原則2年に1回）に実地で指導監査を行い、必要に応じ立入検査を実施するものである。

「商工会等指導監査」については、原則全ての年度が対象となるよう実施し、特に改善指導を要する団体に対しては当分の間毎年実施する旨「福島県商工会等指導監査実施要領」において規定している。

指導監査に当たっては、商工会及び商工会議所（県内100団体）を各地方振興局（各地方振興局の要請により必要と認めるときは経営金融課が協力するとし、商工会及び商工会議所の監査に経営金融課職員が参加）が、県商工会連合会を経営金融課がそれぞれ実施している。

商工会の指導監査には、県商工会連合会職員も立ち会い、実施要領の規定により監査の改善措置回答書も県商工会連合会に通知している。

なお、商工会に対しては、県商工会連合会も独自に適正化指導を行っており、県の指導監査の入らない年度に実施されている。

指導監査に当たっては、商工会運営指針とともに指導監査調査書により検査項目、確認内容等が規定されているが、地方振興局において、独自に修正した指導監査調査書様式を使用している事例も見受けられた。

「商工会等立入検査」については、「福島県商工会等検査規程」及び「福島県商工会等検査規程実施要領」の規定のほか、具体的な事例に際し立入検査を実施するための要領も作成されている。立入検査は、平成24年度は2団体、平成26年度は1団体に対し、経営金融課及び地方振興局合同で実施されている。

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」、「水産業協同組合検査」及び「農業共済組合検査」

これらの検査は農業経済課が所管しているが、「農業協同組合検査」、「農業共済組合検査」及び「森林組合検査」については農業経済課及び各農林事務所が合同により実施し、事後確認検査の一部を各農林事務所が単独で実施しており、「水産業協同組合検査」については農業経済課が実施するのを基本とするが、沿海漁協及び沿海部の内水面漁協については水産事務所と合同で実施し、加工組合の検査については水産事務所が単独で実施している。

「農業協同組合検査」「森林組合検査」「水産業協同組合検査」及び「農業共済組合検査」は、それぞれ農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）、検査規程、実施要綱、各基本要領、各実施要領、検査マニュアル及び詳細なチェックリストにより、組合の適正かつ健全な経営の確保を目的として実施されている。

貯金、共済等信用事業を行う農業協同組合（いわゆる総合農協）並びに森林組合と水産業協同組合のうち出資組合及び農業共済組合については、年1回の常例検査が義務付けられている（農業協同組合が17、森林組合が17、水産業協同組合が29、農業共済組合が9）が、支店、営業所及び金融店舗においても実地で検査を行うため、人員及び日数を要する大規模な検査が多くなっている。

常例検査については全面検査（全部門の検査）及び事後確認検査（検査指摘事項の是正及び改善状況の確認検査）として年度を分けて実施することとしており、農業協同組合は年1回の実施となっているが、森林組合は3年に2回、水産業協同組合は一部年1回実施しているものを除きおおむね3年に1回の実施となっている。

農業共済組合検査は、毎年、常例検査を実施しており、必要に応じて事後確認検査を農林事務所が行うとしている。

なお、常例検査対象外の農業協同組合（いわゆる専門農協）については、国や県からの補助金等が多額に交付され、関連子会社を持つなどした財務規模の大きい組合が見受けられる一方、牧野管理組合等ではその多くが休眠状態となっているが、検査は長期にわたり実施されていない。

「警備業法立入検査」

生活安全企画課が所管し、生活安全企画課及び各警察署生活安全課が合同で実施している「警備業法立入検査」については、警備業法に基づき、警備業務の適正実施の確保のため、警備業者の営業所、基地局及び待機所（県内の対象団体数は、H27.4.1現在、274）の業務状況等について立入調査を行っているものである。

立入検査時の遵守事項、実施方法等は、「警備業関係法令に基づく事務取扱いに関する訓令」及び「立入検査実施要領」（平成18年12月の警察庁生活安全局生活安全企画課長通達に基づき平成24年11月に生活安全部長から各警察署長宛てに依命通達）に規定されており、実際の検査は詳細なチェックリストにより実施されている。

なお、「警備業者立入調査実施要領」では、警察署の実情を勘案して計画を策定し実施することとされているが、警察署ごとに周期のばらつきが見られた。

平成24年度は、各警察署の検査実施が低調であったことから生活安全企画課が一斉調査を指導したこともあり、実施数が増えたが、平成25年度及び平成26年度は再び減少している。

このため、平成27年8月には、「各種営業に関する営業所等への立入検査等の推進について」として生活安全企画課長から各警察署長宛てに、警備業法立入検査等の積極的な推進について通知がなされている。

検査は警察署の要請により生活安全企画課の職員が参加して実施されており、調査を行った福島警察署では3年に1回、郡山警察署では5年に1回を目安として実施されていた。

処分等の公表については、「警備業及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準」が規定されている。

なお、警備業者の営業認定期間は5年とされているが、検査に関しては県生活安全部長通達において、立入検査票を3年間保管、通達自体の文書保存期間を5年としていた（福島及び郡山警察署の立入検査表はともに3年で廃棄処分されているが、生活安全企

画課に保管はされているとのことであった。)。

「火薬類取締法立入検査」

同じく生活安全企画課が所管し、各警察署生活安全課が実施している「火薬類取締法立入検査」については、火薬類製造、販売、消費、廃棄業者等に対し、都道府県知事とは別に都道府県公安委員会が警察職員に立入検査をさせることができるとなっているものであり、県内の対象団体約300団体（H27.4.1現在）に対して年1回の割合で実地の立入検査を行っているものである。

平成8年の基本通達により実施要領等が規定され、さらに、年度ごとの実施通達により実施方法等が指示されている。検査においては、「火薬類取締法令に基づく事務取扱いに関する訓令」に基づく施設種別ごとの立入検査実施票がチェックリストとなっており、その内容は防犯、盗難等に重点が置かれている。

平成26年度までの実施通達においては、「各地方振興局及び消防機関との合同検査を行うよう配意すること」としているが、警察庁の推奨月間により検査実施期間が8～9月と指定されていたため、相手方機関との日程調整が困難であったことから、合同検査実績はほとんどなかった。平成27年度より月間指定はなくなったが、平成28年5月にはサミットが予定されているため、平成28年1～3月に検査を実施することとされている。

なお、「それぞれの機関において別個に立入検査を実施した場合は、立入検査結果の情報交換を的確に行うなど緊密な連携を図ること。」と規定されているが、煙火（花火）消費場所検査等における連携以外、実績の確認はできなかった。

立入検査実施票等の保管については、各警察署から生活安全企画課への報告により保管されているとのことであったが、実施通達自体の文書保存期間を1年未満（平成27年度は1年）としていたことから、調査を行った福島及び郡山警察署では立入検査実施票等を確認することができなかった。

「各立入検査等における身分証明書等」

法令等においては、立入検査等を実施する場合、身分証明書等を携行し提示しなければならないと規定されており、各検査等の監査対象機関において、身分証明書等の作成及び管理状況の確認を行ったが、必要な検査等においては作成されており、管理台帳の作成が規定されていない検査等においても、作成、回収等の確認はなされており、おむね適正に管理がなされていた。

3 検査等の実施計画について

表5のとおり、監査対象機関における実施計画の作成状況は、延べ44機関中39機関(89%)で作成、事前調査における検査等延べ件数464に対しては341件(74%)で作成されていた。具体的な事例があった場合に計画し検査等を行うもの、検査等の該当がない等の実情に即し毎年作成しないものもあったが、2機関においては作成が必要と規定されているにもかかわらず作成していなかった。

なお、所管課において検査等の実績の報告は確認しているが、計画の確認をしていなかったものも見受けられた。

検査等の実施状況については、実施計画が作成されていないため長期に検査等が実施されていない団体等がある例や、実施計画は作成されているものの、優先して検査等を行う団体等が多く長期に実施されていない団体等が生じてしまっている例も見受けられた。また、計画作成の際に、検査等の管理システム活用方法の周知が不十分で、計画作成に生かせていない事例もあった。

その他、法令上毎年検査等を実施するとされている団体等については、実施体制等の関係から毎年の実施計画となっていないものや、県全体の計画の目標値により各実施機関において計画作成がなされていることから実施数との乖離が見られるものもあった。表6のとおり、実施計画に対する実施状況はおおむね予定どおり実施されている。

次に、計画の作成における団体等の選定については、毎年度同種の団体となっているもの、実施機関間における調整等から計画の作成時期が遅れ気味のもの、検査計画の実施時期が遅れ検査結果の処理等が翌年度になっているもの、現場等の確認が不足しているのではないかと思われるもの及び計画による検査をそのまま実施するのではなく隨時検査としての実施検討が必要と思われるものが見受けられた。

なお、実施機関等の主要な状況は、以下のとおり。

「実施計画の作成について」

「電気工事業立入検査」においては、実施要領で実施計画の作成は規定されていないものの、検査の頻度としては、新規登録事業者は登録翌年度に必ず実施し、以降おおむね5年に1回実施するとしている。

検査実施に際し、検査予定日のおおむね1月前までに対象事業者に通知するとしており、県北及び会津地方振興局では、通知の起案に際し、毎年検査計画が作成されていた。

なお、事前調査票では、各地方振興局の判断により、東日本大震災の対応のため、平成24年度は県中、南会津及び相双の各地方振興局で実施計画団体、実施団体ともにゼロ、平成25年度は県中及び相双で実施計画団体、実施団体ともにゼロとなっていた（消防保安課は状況のみ把握していた。）。

また、前述のとおり、消防保安課実施分については、平成17年度以降、実施計画団体、実施団体ともにゼロとなっているが、平成26年度末には計画を作成し、平成27年度から検査を実施している。

「団体等の管理台帳等について」

「電気工事業立入検査」における電気工事業登録事業者については、管理台帳システムが整備されており、平成26年度に改修されているが、各地方振興局のデータは平成23年度以降集約されておらず、登録事業者のうち廃業している業者もいるが、廃止の届出がないため、そのままデータが残ってしまっているものがあると思われる。

管理台帳やそのシステムについては、保健福祉事務所の「旅館業法立入検査」においても事業者の登録抹消手続が不明確で、同様に廃業している事業者がデータに含まれているほか、システム活用方法の周知が不足していることから、データが実施計画作成等に活用されていない事例が見られた。

「実施計画の提出及び確認について」

「火薬類取締法保安検査」における実施計画作成については、実施要領により年度当初に実施計画を策定し、毎年度4月30日まで報告すると規定している。

調査では、県北地方振興局では作成及び報告がなされているものの、会津地方振興局では作成及び報告がなされていなかった。

なお、消防保安課に対して各地方振興局からの検査の実績報告等の報告はなされていて、実施計画を提出していない公所に対し催促等がなされていない状況だった。

次に、「認可外保育施設指導監督」における実施計画の報告については、実施要綱で毎年度4月30日までに提出と規定している。

調査では、県中保健福祉事務所では期限内報告されているものの、県南保健福祉事務所では認可保育所の実施計画提出時期（毎年5月以降。社会福祉施設指導監査）に併せて計画を作成及び提出していた。

「実施計画及び実施実績について」

監査対象検査等においては、表6のとおり、実施計画に対する実施実績がおおむね計画どおりに実施されているものが多かったが、「食品営業施設監視」においては、「食品衛生監視指導計画」に基づいた目標値的な計画件数としている保健福祉事務所が多い傾向が見られた。

平成26年度においては、県北保健福祉事務所は計画16,693団体に対し実施4,150団体（実施率25%）、相双保健福祉事務所は計画697団体に対し実施315団体（実施率45%）となっており、平成24年度及び平成25年度も同様の状況であった。

「旅館業法立入検査」についても同様の傾向があり、平成26年度においては、県北保健福祉事務所は計画333団体に対し実施179団体（実施率54%）、相双保健福祉事務所は計画175団体に対し実施70団体（実施率40%）となっており、平成24年度及び平成25年度も同様の状況であった。

「実施計画の対象団体等について」

「食品営業施設監視」は前述のとおり、許可を要する施設（飲食店、製造業、販売業等）と許可を要しない施設（集団給食施設、製造業、販売業等）があり、業務の性質からも重点的に検査を実施する施設とそれ以外の施設にランク付けしており、許可を要しない雑貨店等ランク付けの低い施設は長期にわたり検査が実施されていないものがある。

「旅館業法立入検査」においても、宿泊数等により重点地区等を選定し優先ランクを付けて検査を実施しており、長期にわたり検査が実施されていない事業者がある状態となっている。

「特定計量器使用事業者立入検査」においても、重点検査項目を定めて年次計画を策定し、おおむね5年から6年に1度の周期で検査を実施しているが、過去にメーターの不適正使用のあった事業者等を優先的に実施しており、また、対象事業者も多いことから、長期にわたり検査が実施されていない事業者がある状態となっている。

「介護保険事業者指導監査」及び「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」においては、前述のとおり、事業所数が多く、実施が困難な状況であることから、長期にわたり検査が実施されていない事業者がある状態となっている。平成26年度の国の実地指導の結果、厚生労働省老健局長より一度も実地指導していない介護保険事業所が27%あること及び東北厚生局長より指定障害福祉サービス事業者等指導指針の検査頻度を下回っていることについて、それぞれ改善要請を受けている。

「私立学校学校運営状況調査」においては、前述のとおり、実地調査対象の選定に重点項目を設定し、学校数も多いことから、長期にわたり実地調査を実施していない幼稚園等が見受けられた。

「農業協同組合検査」において、専門農協に対する検査は、法令や法令に基づく行政

庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認める時に行う認定検査等が規定されているが、実施事由がないため長期にわたり実施されていない。

「実施計画における実施頻度について」

前述のとおり「農業協同組合検査」においては、毎年、総合農協に対する常例検査が行われているが、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、法令で出資組合は毎年常例検査を実施すると規定されているものの、森林組合は3年に2回、水産業協同組合は一部年1回実施しているものを除き、おおむね3年に1回の実施となっている。

「実施計画の作成方法等について」

「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」においては、前述のとおり各地方振興局が対象店舗を選定した上で、実施計画を作成及び検査を実施しているが、県北及び会津地方振興局における対象店舗では、町村における対象品目販売店という限定があるものの、毎年度、同様のチェーン店を選定している傾向が見受けられた。

また、他の担当業務の関係もあり、消費生活課の立入検査計画に基づき最小限の検査件数での実施計画となっており、事前調査の結果では他の地方振興局も同様の傾向が見受けられた。

次に、実施計画作成後又は検査等実施時に必要に応じ隨時検査を追加したり事業現場等を確認する等、臨機応変な事業計画となっているかについては、以下のとおり。

「私立学校学校運営状況調査」においては、複数の施設を抱える学校法人本部に立入調査を行った際、本部での書面調査だけで現地確認を行わず、本部から離れた場所に設置されている施設の運営について改善措置を求めた指導案件が見られた。

「商工会等立入検査」及び「商工会等指導監査」においては、通常は商工会等の事務局等において関係書類を基に検査等が行われており、補助事業も多く全部を確認することは困難な部分もあるが、関係する現地での確認等が行われていない傾向が見受けられた。

「農業共済組合検査」においても、通常は農業共済組合の事務所等において関係書類を基に検査等が行われており、過去に問題となった建物共済加入資格等については、書面での確認のみで、現地確認の実績がないものも見受けられた。

4 検査等の実施体制について

監査対象機関における検査等の実施体制（1団体当たり人数、うち専門職員数及び研修等の実施）は表5のとおりである。1団体当たり人数は、おおむね実施要綱等による人数で実施されているが、原則2名以上とされている検査等において、一部1名で実施されていた機関があった。また、一部の検査等を除き、専門職員の参加が規定されているものはほとんどなかった。

また、検査等に当たって多種の検査、許認可等業務等を実施しているケースや、検査

対象団体が多数あることから、十分な実施体制と言えるか疑問なケースも見られ、全て書面検査で実施している団体又は長期に実地検査を実施していない団体があるケースもあった。

なお、一部の検査等においては、検査員の指名に疑義があるものも見受けられた。

検査等の実施に当たっては、所管課及び出先機関が合同で実施する検査等並びに所管課のみ又は出先機関のみで実施する検査等があるが、前述のように所管課による出先機関の検査等実施状況把握が不足していると思われるもの及び所管課と出先機関間の情報共有が不足していると思われるものも見受けられた。

検査等の実施体制に関連して、検査等事務の研修又は担当者会議が実施されているものは24検査中20検査(83%)でありおおむね実施されていると言えるが、日数及び時間が限られたものが多く見られた。実施機関自体による研修又はOJTが実施されているものも多いが、検査等所管課による研修、担当者会議等が開催されていないものもあった。

実施機関等の主な状況は以下のとおり。

「検査等の実施人数について」

「火薬類取締法保安検査」においては、実施要領により検査は原則として2名で行うことと規定されているが、会津地方振興局では1名で実施しているものも見受けられ、所管する消防保安課は把握していなかった。

地方振興局県民環境部では、前述の「電気工事業立入検査」その他保安関係の立入検査や「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」その他消費生活関係検査、環境関係等種々の検査等を実施しており、常時実施体制を確保するのが困難な状況が見受けられた。

会津地方振興局では、事務処理要領で「2名以上の検査員で実施」となっている「家庭用品品質表示法立入検査」及び「原則として2名以上で実施」となっている「消費生活用製品安全法立入検査」において、1名で実施しているものが見受けられたが、所管する消費生活課では把握していなかった。

「食品営業施設監視」においては、検査等の人数規定はないが、県北及び相双保健福祉事務所ともに1～2名の食品衛生監視員により実施されていた。小規模施設、緊急検査等の場合、1名実施があるとのことであり、所管する食品生活衛生課も緊急時はやむを得ない場合があるとの認識であった。

「認可外保育施設指導監督」では、実施要綱で「現地調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を保有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。」と規定しているが、県南保健福祉事務所では平成26年度1名で実施されていた現地調査が見受けられ（平成27年度は2名で実施）、所管する子育て支援課は認識していなかった。保健福祉事務所では前述のとおり、通常業務に加え、社会福祉施設、社会福祉法人指導監査等も実施されているが、若手職員も多く配置され、実施体制の確保には厳しい面も伺える。

「火薬類取締法立入検査」では、立入検査実施要領で「原則として2名以上の警察官で実施すること。」と規定しているが、福島警察署では平成26年度警察官1名で実施されていた立入検査が見受けられた。福島警察署及び所管する生活安全企画課では、実施体制により複数名の対応が取れない場合があるとの認識であった。

「検査等の実施方法等について」

「電気工事業立入検査」においては、地方振興局における検査対象者が多数あることから、立入検査実施要領で検査方法を電気工事士からの聞き取り及び帳簿等の確認により行う書面検査とし、実地検査とは規定していない。検査項目には標識の掲示、記載事項、法令等整備状況の確認等が含まれるが、写真等持参による確認のみとなっている。

なお、消防保安課実施分は実地検査としている。

また、「認可外保育施設指導監督」においては、実施要綱で届出対象施設に対し年1回以上現地調査を行うことを原則とし、留意事項には「相当の長期間経営されている認可外保育施設にあって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、立入調査は隔年とする等の取扱いも不適当ではない」と規定しているが、一部の保健福祉事務所では実地検査で指導事項がなければ定例的に翌年度は書面検査としている傾向が見受けられた。

「私立学校学校運営状況調査」においては、学校数が多く、同じ担当部署で多額の私立学校運営費補助金の交付業務等も実施しているが、十分な実施体制とは言えないことから、書面調査が多い傾向となっており、長期に実地調査を実施していない幼稚園等が見受けられた。

「公益法人等立入検査」においては、前述のとおり、新制度となって間もないことから、各担当課としては、検査を行うのが初めてとなるケースが多く見られ、担当者の異動ローテーション等による体制確保、年度内での実施時期調整等に苦慮している状況が伺えた。

また、担当課によっては所管する団体が多数あることから、毎年度相当数の検査等実施が予定されているものもあり、制度上、私学・法人課職員も検査に同行できるとしているものの、人数も限られており年度計画どおりに実施できない担当課も出てきている。

「介護保険事業者指導監査」及び「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」においては、多数の対象事業者に対する実施体制について国からも強化を求められたことから、次年度に向け必要な人員の要求等を行っているとのことであった。

検査等実施において、県が点検評価等を実施している公益財団法人等にあってはその業務の内容は様々だが、行政の補完的業務を担うための事業補助、人的支援等を行っている場合があり、「公益法人等立入検査」では、法人の所管課が検査を行う関係上、法人の理事等構成員に県職員が就任しているものも多く、検査等実施に当たっての取扱い

が問題となる。常勤ではなく直接事務に携わっていない場合は、法令等を所管する行政機関の立場とし検査等を実施することは実施方法上やむを得ないが、スポーツ課においては、検査等対象法人の事務局を同課が兼務しながら、当該兼務職員が検査員となり検査等を実施している事例が見られた。これについて私学・法人課では把握されておらず、想定していない事例とのことであった。

実施体制としての県本庁機関及び出先機関の連携について、前述のとおり、出先機関の実施状況把握が不足しているもの及び出先機関任せとなっていて基準、運用等での必要な共通項目の設定がされていないものも見受けられた。

「第2・3」に記載したように、「電気工事業立入検査」においては、地方振興局から実施状況の報告を受領しながら、必要と思われる確認及び指導が十分になされていなかった。

「火薬類取締法保安検査」においては、職員調査を行った県北及び会津地方振興局において、火工品競技用紙雷管を扱うスポーツ用品販売店等を基準は不明ながら検査対象外としており、警察では「火薬類取締法立入検査」の対象としていたため、消防保安課に確認したところ、検査の対象選定は地方振興局に任せているとのことであった。

本庁機関及び出先機関が合同又はそれぞれに検査等を実施している場合において、検査等の事前及び事後における情報共有に課題があると思われるものも見受けられた。

「介護保険事業者指導監査」においては、一部施設の問題における出先機関からの情報伝達が遅いものが見られ、迅速な検査等実施の必要性検討について課題があったと思われるものが見受けられた。

「商工会等指導監査」においては、実施要領上、各地方振興局が監査結果の改善措置回答書写しを県商工会連合会にその都度通知するとしているが、県商工会連合会の各商工会指導結果については事例概要が経営金融課に一括して通知されている。このため各地方振興局には翌年度の担当者会議で周知されているが、職員調査を行った地方振興局では、県商工会連合会における個別指導結果の情報を隨時得たいとのことであった。

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、出先機関のみで行う常例検査事後確認検査等を実施しているが、前年度に実施した全面検査の結果を確認するに当たり、細部の情報が伝わらず苦慮する場合があり、担当者研修会のみでは検査結果等のフィードバックが不足しているとの意見もあった。

「研修や担当者会議等の実施について」

「電気工事業立入検査」においては、研修及び担当者会議ともに実施がなく、国等の研修も実施されていなかった。

「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」においても

研修及び担当者会議ともに実施がなく、国等の研修について出先機関への案内はあったが、予算等が出先機関対応のため、参加実績は確認できなかった。

「公益法人等立入検査」においては、私学・法人課が毎年度7～8月頃に「公益法人担当者研修会」を午後半日（13:30～17:00）2日間程実施しているが、公益法人審査、立入検査、法人会計の基礎知識、公益認定等事務支援システム操作等も含む内容であり、十分な研修時間が確保されているとは言えないものとなっている。

検査等実施に当たっては、前述のとおり、詳細なチェックリストにより1団体当たりおおむね3時間から1日程度、2～3名で実施されているが、職員調査を実施したスポーツ課、下水道課及び社会教育課での検査等結果記録を見ると、実施水準にばらつきが見られた。

「商工会等立入検査」及び「商工会等指導監査」においては、4月の補助実績検収以前及び指導監査以前の8月に担当者会議及び専門研修会を開催し、商工会連合会の指導員を講師に招くなどして研修の充実を図っているが、検査員は専門職員ではないことから財務会計等の専門性向上が十分図られているかは疑問がある。

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、毎年度「農林水産協同組合検査職員研修会」を2日間、新配属職員を対象に実施しているが、以前は1週間程度実施していたとのことだが、財務会計等を含め、専門性向上が十分図られているかは疑問がある。

なお、「農業協同組合検査」においては、平成20年頃まで財務上の専門性確保の観点から公認会計士を委嘱し検査立会を実施していたが、現在は行われていない。

その他検査等においても、財務会計等専門性を要する検査等があり、聞き取った研修等内容からは、十分な専門性の確保が図られているか疑問があるものがあった。

5 関係機関との連携について

監査対象機関における検査等の関係機関との連携実施状況は表5のとおりである。これは、県以外の他機関との連携のみならず、他部局機関との連携、所管課と実施機関の連携及び実施機関同士の連携も含まれるが、44機関中25機関(57%)で連携実施がされている。

「検査等所管課と実施機関との連携について」

「電気工事業立入検査」以外にも、「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」においても、担当者会議等の開催がないことなどから、情報共有が適切に図られていないほか、平成24年度以降、権限移譲がされた市との連携も十分図られているとは言えない。

「他部局機関等との連携について」

食品表示等の事案に関して、「特定計量器使用事業者立入検査」、「商品量目立入検査」等計量法における不適正事案があった場合、農林物資の規格化等に関する法律（J

A S 法) や不当景品類及び不当表示防止法を所管する国（東北農政局及び農林水産消費安全技術センター）や消費生活センター等から計量検定所に対して情報提供がなされているが、計量検定所における立入検査で同事案の不適正事案があった際には、内規により商工総務課に報告するものの、国等へは情報提供がなされていなかった。

次に、各地方振興局が実施（権限移譲により白河市分は市実施）する「火薬類取締法保安検査」及び「火薬類取締法立入検査」と各警察署がそれぞれ実施する「火薬類取締法立入検査」は、実施時期の関係上、合同実施実績はほとんどなかった。

今後、地方振興局と警察署が実施時期の調整を行うことにより、合同実施の検討を行いたいとのことであった。

このほか、「電気工事業立入検査」における事業者管理においては、建設業に係る土木部関係部所との情報交換がなされていないなど連携の検討が必要なものも見受けられた。

6 検査等結果の取扱いについて

検査等結果の取扱いについては、実施要綱等、検査基準、マニュアル等に基づき、おむね適正に指導、通知、改善確認等がなされており、表6のとおり、措置要求したものについての確認もなされているが、検査等結果の決定過程における記録の不足、指導決定の基準等が曖昧なもの、措置状況報告及び改善状況の確認方法に疑問のあるもの、同じ団体等に対し同じような指導が繰り返されている事例等が見受けられた。

検査等実施水準の向上に反映させるため、検査等結果情報の実施機関への周知及び共有が重要であるが、十分とは言えない検査等も見られた。

個別団体に関する検査等結果の公表については、「食品営業施設監視」、「食品安全対策監視」、「商工会等立入検査」等、行政処分等を行った際に公表しているもの（「一部有」）が44機関中5機関（11%）、個別団体に関する措置状況の公表については、「介護保険事業者指導監査」、「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」等、行政処分を行った場合の措置状況について公表するもの等（「一部有」）が44機関中7機関（16%）となっており、他の検査等を含め、法令等に規定がないという理由から公表していない事例も多く、公表等の実施は低調となっている。

「私立学校学校運営状況調査」においては、検査等結果により対象団体に通知した改善を要する事項に対し「改善事項に係る報告書」が提出されているが、改善内容が具体的でないものをそのまま受理しているほか、担当部署内で所管している補助金申請に関する書類で改善状況が把握できるにも関わらず確認を行っていない事例が見受けられた。

「検査等結果の記録や指導について」

「公益法人等立入検査」においては、調査を実施したスポーツ課、下水道課及び社会教育課での検査等結果記録からは、検査担当職員によるチェックリスト記入内容等にばらつきが見られ、細かく記載されている箇所もあるものの、形式的なチェックとなって

いる傾向も見受けられた。

また、同じ検査等項目について複数の職員が確認し、意見の違う内容となっているものについて、調整等の経過に関する記載がないまま結果等通知がなされていたものがあった。

「食品営業施設監視」及び「食品安全対策監視」においても、検査等結果の決定の元となる検査等実施結果の詳細、判断の過程等の記録が十分整備されておらず、意思決定経過が不明瞭なものが見受けられた。

「旅館業法立入検査」においては、前述のとおり、立入検査の調査票を各保健福祉事務所が独自で作成しており、検査指導基準及び指導方法が明確でないことから、検査等結果に基づき対象団体等を指導するに当たり、更新されていない保健所業務指針を参考に、始末書等の処分を行っているものが見られた。

また、併せて実施されているレジオネラ属菌検査における指導に対する改善報告では、様式が規定されていないため各保健福祉事務所独自の様式で報告を徴収しているが、FAX提出可で提出者の記名押印欄がないなど、改善が必要と思われるものも見受けられた。

「認可外保育施設指導監督」においては、一部保健福祉事務所において、毎年度同じような指導が繰り返されている団体が見られ、実施要綱にある「改善勧告、特別立入調査」といった対応について、基準等が定められていないため具体的な対応に苦慮しているものが見受けられた。

同様に「商工会等指導監査」においても、一部地方振興局において、検査の都度、指導内容が適切に改善されていない小規模の団体も見受けられた。

「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においても、一部の森林組合及び水産業協同組合の検査結果の措置内容が、検査の都度、同様なものがあり、再指導等（指導については、林業振興課及び水産課がそれぞれ主体となる）を行っているにもかかわらず改善に向けた取組が有効に機能していないものも見受けられた。

「検査等結果の他の実施機関への周知について」

このほか、「公益法人等立入検査」においては、新制度となってから間もないこともあり、検査等結果の具体的な事例について実施機関への周知が不足している状況が見受けられた。

なお、「電気工事業立入検査」、「火薬類取締法立入検査」その他多くの検査等においても同様の傾向が見られた。

「個別団体に関する検査等結果等の公表について」

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、「農林水産省協同組合等検査基本要領」で検査書等の秘密保持、個人情報保護等に十分

配慮することが規定されていることから公表していない。

「特定商取引に関する検査」においては、ホームページ等で行政処分案件の公表をするとともに、併せて消費者教育に係る情報も発信している。

なお、個別結果の公表は実施していないが、検査等全体の実績や指導項目、指導件数等をホームページ等で公表している検査等も見受けられた。

7 問題があった際の随時の検査等の対応について

問題のあった際の随時の検査等の対応については、監査対象機関中、過去5年間で不適正事案があったものは44機関中18機関（41%）となっており、それらについてはおおむね立入検査等の対応がなされている状況であったが、「3 検査等の実施計画について」で記載のとおり、計画による検査をそのまま実施するのではなく随時検査としての実施が検討されるべきと思われた事例等も見受けられた。

随時検査等の実施に関しては、不適正事案等の発生を想定することの困難さから、事前に規定しているものは少ない状況であった。

「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」のように、不適正事案があった場合の立入検査は別の所管課（林業振興課及び水産課）が実施するとしているものもあるが、規定上明確ではない。

なお、不適正事案における検査等結果においても、検査等実施水準の向上に反映させるため、結果情報の実施機関への周知及び共有が重要であるが、十分とは言えない検査等が見られた。

また、不適正事案に伴う随時検査等は重大な問題に関することが多く、行政処分を行った場合には公表することが多いが、公表基準がないもの又は公表を控えているものも見られた。

さらに、他の検査等実施機関及び他の検査等対象団体に対する情報提供等も実施されていないもの又は迅速にはなされていないものがあった。

「介護保険事業者指導監査」においては、一部施設の問題に対する情報伝達に適切さを欠き、随時検査等実施の必要性検討について改善すべき点が見られた。

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、原則として検査等の個別結果の公表を実施しておらず、一般に公表されるような不適正事案についても行政処分等の公表並びに検査実施機関及び他の検査等対象団体への随時の周知を行っていない。

「食品営業施設監視」及び「食品安全対策監視」といった検査等においては、公表基準が規定されているものの、行政処分等の公表事例が多い検査等を除き、他の多くの検査等においては、「農業協同組合検査」等と同様の傾向が見受けられた。

第3 監査委員意見

監査委員意見は次のとおりである。必要な措置を講じられたい。

1 検査等の実施要綱、検査基準、マニュアル等の整備について

全体意見

検査等に係る実施要綱、検査基準、マニュアル等の整備については、概略的な表現に止まらず、検査等の実施方針、指導等を行う上での基準や処理手順といったものが適切に反映され、それぞれのチェック項目等について関係法令や解説書等における解釈と関連付けを行うなどして、組織的な対応や適正で有効な指導監督が行えるよう、ルールの規定化及び可視化が図られていることが重要である。

また、チェックリスト、監査調書の様式等については、経過や実績を踏まえた改善のほか、時宜を得た重点事項等の設定、指導等の区分が明確になるよう記載内容について工夫を施すなど、判断における平準化、効率化及び公平性の確保が図られ、より充実した対応が可能となるよう適時適切な見直しを行うことが望まれる。

個別意見については以下のとおり。

監査の結果では、検査等実施要綱、検査基準、マニュアル等については、おおむね整備されていたが、一部検査基準が明確でないもの、マニュアルやマニュアルに替わる詳細なチェックリスト等がないもの、チェックリストの記載方法等が分かりづらく使用しにくいもの、統一したチェックリストが規定されていないもの等が見られ、適切な整備や見直しが必要である。

(1) 判断、指導基準の策定と周知について

「公益法人等立入検査」では、実施要領及び要領に基づく詳細なチェックリストが規定されているが、指導に際しての軽重の基準等がチェックリストにもなく、指導事例も乏しいことから、所管課において判断に窮するものが見られた。今後、総括する私学・法人課において、指導事例の集約による周知、明文化及び適切な助言がなされることが望ましいと思われる。

については、「公益法人等立入検査」において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査等における適否の判断基準、指導基準等の策定及び具体的指導基準の周知について検討されたい。
(私学・法人課)

(2) 検査基準や指導方法の明確化等について

「電気工事業立入検査」では立入検査に関するマニュアルやチェックリストと言えるものがなく、検査方法が具体的に示されていなかった。

「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」ではチェックリストを作成しているが、条文や通知がそのまま記載された資料的なものでチェック欄もなく、実務上のチェックリストと言えるか疑問がある。

「旅館業法立入検査」では、検査指導基準及び指導方法が明確でなく、立入検査調査票の共通様式がなく、各保健福祉事務所が独自で作成し使用している状況が見られた。また、管理台帳システムのマニュアルの活用も図られていなかった。

については、「電気工事業立入検査」、「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」及び「旅館業法立入検査」において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査等における基準及び指導方法の明確化並びにマニュアル、調査票及び分かりやすいチェックリストの策定について検討されたい。

(消防保安課、福祉監査課、食品生活衛生課)

(3) 検査等記録の保管について

「警備業法立入検査」及び「火薬類取締法立入検査」では、検査等の実施通達において、文書保存期間及び文書廃棄時期を1年未満及び3年としているため、検査等実施機関において、検査等関係書類の確認ができないものが見受けられた。後に問題が発生した場合の対応や事務引継ぎの関係からも、少なくとも営業認定期間程度の保管が必要と思われる。

については、「警備業法立入検査」及び「火薬類取締法立入検査」において、検査等の有効性及び統一性の観点から、文書保存期間及び文書廃棄時期の見直しを検討されたい。

(生活安全企画課)

2 検査等の実施計画について

全体意見

検査等の実施計画については、効率的かつ実効的な検査等の実施に当たり、適切な作成が求められる。団体、事業者等から検査等以外に事業報告、決算関係書類等の一一定の事項について報告がなされているような場合には、検査等に有効に活用するなど、モニタリングの工夫や情報収集・分析を的確に行って、実施方法の平準化及び精緻化を図り、適切な計画策定や進行管理を行うことが肝要である。

特に、検査等に当たっては検査会場での書面での確認はもとより、実績確認を必要とする案件については、可能な限り現地・現物による検査等を行うなどして、より実効的及び効果的な検査に努める必要がある。

個別意見については以下のとおり。

監査の結果では、監査対象機関のうち検査等実施計画の作成に係る規定があるにもかかわらず作成していなかったのは2機関であった。このほか、所管課において検査等計画の確認をしていなかったもの、実施計画がないことから長期にわたり検査等が実施されていない団体等があるもの、実施計画は作成されているものの優先して検査等を行う団体等が多く、長期にわたり実施されていない団体等が生じているもの、検査等管理システムの活用が不十分で計画作成に生かせていないもの、法令上毎年検査等の実施をするとされているにもかかわらず毎年の実施計画となっていないもの、実施計画数と実施数に乖離が見られるもの等が見受けられたことから、適切な計画作成や見直しが必要で

ある。

次に、計画作成における団体等の選定において、毎年度同種の団体となっているもの、実施機関間における調整等から計画の作成時期が遅れ気味のもの、検査計画の実施時期が遅れ検査結果の処理等が翌年度になっているもの等も見受けられ、適切な実施管理が必要である。

次に、検査計画策定に当たっては、必要に応じ、事業現場等で確認ができるなど、柔軟性及び実効性について配慮が必要であるが、現場等の確認が不足しているのではないかと思われるもの及び定例の計画による検査ではなく随時検査としての実施が検討されるべきと考えられるものも見受けられ、見直しが必要である。

(1) 実施計画の作成について

「電気工事業立入検査」では、所管する消防保安課において、本庁実施分の実施計画が平成17年度から作成されていないほか、実施もされていなかった。また、出先機関の実施計画についての確認及び実施指導も十分でなかった。

なお、平成27年度から改善しているようであるが、長期に実施されていなかったこともあり、適切な管理が必要である。

については、「電気工事業立入検査」において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成、検査等の確実な実施について確保されたい。

(消防保安課)

(2) 団体等の管理台帳等について

「電気工事業立入検査」及び「旅館業法立入検査」では、実施計画作成の前提となる事業者の管理台帳の整備及び活用に課題があり、システムデータ更新の不備、システム操作方法の周知不足等により活用が不十分な状況が見受けられた。

については、検査等の効率性及び統一性の観点から、検査等対象事業者把握のための台帳管理システムにおけるデータの随時更新、操作マニュアルの活用、周知の徹底等、台帳管理の適正化について対応されたい。 (消防保安課、食品生活衛生課)

(3) 実施計画の提出及び確認について

「火薬類取締法保安検査」では、実施要領で規定する実施計画の作成及び提出をしていない実施機関があり、また、その確認もされていなかった。

また、「認可外保育施設指導監督」では、実施要綱で規定する実施計画提出時期に提出していない実施機関に対し、所管課の指導がなされていない事例もあった。業務実施体制の確保に苦慮している実施機関が多い中、検査等業務の管理上、支障がないのであれば、実態に合わせ要綱等の見直しを行う等統一的な取扱いが求められる。

については、「火薬類取締法保安検査」及び「認可外保育施設指導監督」においては、検査等の効率性及び統一性の観点から、実施計画の作成及び提出の取扱いについて検討の上、適切な事務取扱いとなるよう指導されたい。 (消防保安課、子育て支援課)

(4) 実施計画及び実施実績について

「旅館業法立入検査」及び「食品営業施設監視」では、各年度の実施計画における予

定数を県の目標値に準じた数値としている傾向が見られた。結果として毎年度実施計画数と乖離した実施状況となっており、実効性のある計画となっているか疑問がある。

実施状況を管理する観点からは、目標値の設定とは別に実施すべき予定数について実施計画を作成する必要があると思われる。

については、「旅館業法立入検査」及び「食品営業施設監視」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成とそれに対応した実施の確保について検討されたい。
(食品生活衛生課)

(5) 実施計画の対象団体等について

検査等実施の対象団体が多数に上る検査等においては、重点団体の設定や団体のランク付けにより、実施されているものが多くなっているが、結果的に長期にわたり検査等が実施されていない団体が生じているもの及び今後も生じる可能性のあるものが見受けられた。

「旅館業法立入検査」及び「食品営業施設監視」では、重点及びランク付けにより優先順位を付与していることから、長期に検査等が実施されていないもの及びその可能性があるものが見受けられた。

「特定計量器使用事業者立入検査」、「介護保険事業者指導監査」、「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」及び「私立学校学校運営状況調査」においても、対象団体数が多く、優先順位により実施していることから同様の状態となっている。

「農業協同組合検査」のうち、専門農協の検査については、農協法による認定検査の事由に限られるとのことから、長期にわたり実施されていないが、一部の専門農協にあっては補助金等が多額に交付され、関連子会社を持つなど財務規模の大きい組合もあることから、何らかの定期的な検査の対象とすることが適切と考えられる。また、前述の一部の専門農協を除いた多くの専門農協が休眠状態となっており、これらの休眠組合に対しても適切な検査体制による指導等について検討が加えられるべきものと考える。

については、長期にわたり検査等が実施されていない団体等や、また同様の事例が発生する可能性がある検査等において、検査等の実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成と検査等実施の確保について検討されたい。

(私学・法人課、福祉監査課、食品生活衛生課、農業経済課、計量検定所)

(6) 実施計画における実施頻度について

「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」では、法令で毎年常例検査を実施すると規定されている出資組合について、森林組合は3年に2回、水産業協同組合は一部年1回実施しているものを除き、おおむね3年に1回の実施となっている。

については、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成と実施の確保について検討されたい。
(農業経済課)

(7) 実施計画の作成方法について

「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」では、消費生活課の立入検査計画に基づき、各地方振興局が対象店舗を選定し、実施計画を作成し

検査を実施しているが、毎年度、同様のチェーン店を選定し、最小限の検査件数での実施計画となっている傾向が見受けられた。実施体制の関係や、ある程度限定された条件（市部を除いた地域のみとなるため、中規模以上のチェーン店等が多い等）により計画がなされており、実施体制等やむを得ない面もあるが、検査等の趣旨である消費者利益の保護の観点からは、実効性が求められる。

については、「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」においては、検査等の有効性、効率性及び実効性の観点から、検査等実施計画における適切な実施対象の選定と実施件数や実施方法の見直しについて検討されたい。

（消費生活課）

（8）実施計画及び実施方法について

実施計画により計画的に検査等を実施することは当然だが、計画作成後又は検査等実施時に必要に応じた隨時検査の実施、事業現場等での確認等、臨機応変な検査等の実施も重要である。

「私立学校学校運営状況調査」では、現地確認を行わず、学校法人本部での書面調査だけで施設の運営について改善措置を求めた案件が見られた。

また、「商工会等立入検査」及び「商工会等指導監査」では、補助事業等についても、関係する現地確認等が行われていない傾向が見受けられたほか、「農業共済組合検査」でも、書面確認のみで現地確認の実績がないものが見受けられた。

については、「私立学校学校運営状況調査」、「商工会等立入検査」、「商工会等指導監査」及び「農業共済組合検査」においては、検査等の有効性、効率性及び実効性の観点から、検査等実施計画において、必要に応じ事業現場の確認を適切に行うなど、実効性のある検査等となるよう、実施方法の見直しを含め検討されたい。

（私学・法人課、経営金融課、農業経済課）

3 検査等の実施体制について

全体意見

検査等の実施体制については、効果的かつ効率的な検査等の実施に当たり、人員等の資源が限られる場合には、検査日数や検査人員を対象団体等の規模や過去の問題点の有無など個々の状況に応じた柔軟かつ適切な割振りでの対応、本庁・出先機関の連携を適切に行うなど、多角的な視点で実施できる組織体制の充実が欠かせない。

検査等の体制整備においては、専門資格を持つ職員の同行、さらには、検査等の対象となる事業者等自らが、内部統制機能の充実、不適正な会計処理の早期改善、不適正事案の未然防止等健全な運営の確保が図られるよう、より一層実効性のある指導体制の充実のほか、検査等技術の統一性確保のため、研修において財務等の専門的知識を高めるなどの創意工夫についても検討すべきものと考える。

なお、各検査等に共通する財務等の専門的な検査にあっては、各職員又は各部局の対応として、自己啓発、OJT等によるスキルアップの他、各所管課、部局等で積極的な研修を実施することも必要だが、部門ごとの体制の整備は非効率で限界がある

ことから、各検査等の内容、方法、技術レベル等の基準を勘案した業務の標準化や専門の組織を設置するなど、専門的及び効率的な検査を実施する体制の整備についても期待したい。

個別意見については以下のとおり。

監査の結果では、実施団体当たりの検査員数は、おおむね実施要綱等による人数で実施されているが、原則2名以上とされている検査等において、一部1名で実施されていた機関があった。

また、多数の検査等対象団体に対し、実施体制が十分とは言えない実施機関、検査実施の省力化の対策も伺えるものの全て書面検査のもの及び長期にわたり実地検査を実施していない団体があるものも見受けられた。

このほか、所管課による出先機関の検査等実施状況把握が不足していると思われるもの、所管課と出先機関間の情報共有が不足していると思われるもの及び一部検査員の指名において疑義のあるものも見受けられた。

また、本庁機関と出先機関が合同又はそれぞれに検査等を実施している場合で、検査等の事前、事後における情報共有に課題があると思われるものも見受けられた。

適切な検査が確保できる実施体制や実施方法に関する見直しが必要である。

次に、実施体制を補完すべき研修や担当者会議等については、おおむね実施されているものの、日数や時間が限られ不足していると思われる検査等も多く見られた。

検査等の専門性の確保に関する見直しが必要である。

(1) 検査等に係る人員確保について

「火薬類取締法保安検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」、「食品営業施設監視」、「認可外保育施設指導監督」及び「火薬類取締法立入検査」では、検査等の一部において検査員1名で実施されていたものが見受けられた。人数規定のないものや1名もありうるとしている検査等もあるが、実施に当たっては現場や現物の確認の他、問題事例への対応等も想定されることから、複数人での実施が望ましい。

については、「火薬類取締法保安検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」、「食品営業施設監視」、「認可外保育施設指導監督」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の有効性、実効性や統一性の観点から、複数人での検査実施体制の確保について指導されたい。

(消防保安課、消費生活課、食品生活衛生課、子育て支援課、生活安全企画課)

(2) 検査等の実施方法について

「電気工事業立入検査」では、出先機関における検査等について、対象団体数と実施体制の関係上、書面検査で実施している。

「認可外保育施設指導監督」では、現地調査を原則としながらも、定例的に書面検査としているものが多く見受けられた。

「私立学校学校運営状況調査」では、対象団体数と実施体制の関係上、書面調査が多く見られ、長期にわたり実地調査を実施していない団体等が見受けられた。全て実地検査を行うのは困難であるが、必要に応じた実地調査を行うことが望ましく、長期にわたって実地調査をしていない団体等をなくすような工夫が必要と考える。

については、「電気工事業立入検査」、「認可外保育施設指導監督」及び「私立学校学校運営状況調査」においては、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、実地調査を増やすための検査等実施体制の確保、検査方法の見直し等について検討及び指導されたい。
(私学・法人課、消防保安課、子育て支援課)

(3) 検査等実施体制の確保について

「公益法人等立入検査」では、検査等を実施する機関に対して、諸般の支援を行うとしている所管課においても限られた体制のため、実施計画どおりの執行が困難なものもあった。

「介護保険事業者指導監査」及び「指定障害福祉サービス事業所等指導監査」では、多数の対象事業者に対し実施体制が十分と言えないことから、国から実施体制の強化が求められている。

なお、その他の事務事業を行いながら、数多くの検査等を実施している地方振興局、保健福祉事務所、農林事務所及び水産事務所といった出先機関においては、若手職員の配置も多く、対応に苦慮している傾向が見受けられた。

については、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、部局等や検査等を担当する実施機関全体として、実施方法の見直しを含め、法令等に対応する検査等を適切に実施できる体制が確保されるよう検討されたい。

(各検査等所管課、各検査等実施機関)

(4) 検査員の選定について

「公益法人等立入検査」では、スポーツ課実施の検査において、検査対象法人の事務局を兼務する職員が検査員となり検査を実施している事例が見られた。

については、「公益法人等立入検査」では、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、法人の構成員、事務局等を所管課等が兼務している場合の検査員選定のあり方等、実施方法に関する基準を規定するとともに、少なくとも兼務職員が検査員として実施するようなことのないよう、検査等事務手続の見直しについて検討されたい。

(私学・法人課、スポーツ課)

(5) 検査等実施状況の把握等について

「電気工事業立入検査」では、地方振興局から実施状況の報告を受領しながら、必要と思われる確認や指導がなされていなかった。

「火薬類取締法保安検査」では、「第2・3」に記載したように、実施計画の提出について地方振興局に対する指導が行われていないほか、「第2・4」に記載したように、各地方振興局において検査等が実施されていない団体等についての把握がなされていない事例が見受けられた。

については、「電気工事業立入検査」、「火薬類取締法保安検査」においては、検査等

の有効性、実効性及び統一性の観点から、実施機関における実施状況や実施内容の把握を適切に行うとともに、「火薬類取締法保安検査」では、検査等対象の選定基準等運用基準の明確化について検討されたい。

(消防保安課)

(6) 検査等所管課と実施機関の情報共有について

「介護保険事業者指導監査」では、一部施設の問題に対する情報伝達に適切さを欠き、検査等実施の必要性検討について改善すべき点が見受けられた。

「商工会等指導監査」では、フィードバックとして有効と思われる県商工会連合会による各商工会の個別指導結果情報の適時適切な提供について、検討すべき点が見られた。

また、「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」では、先と同様な検査結果等の細部情報のフィードバックについて農林事務所及び水產事務所の要望が見られた。

については、「介護保険事業者指導監査」、「商工会等指導監査」、「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、所管課や実施機関間における現場や検査結果等の適時適切な早期情報共有の在り方について検討されたい。

(福祉監査課、経営金融課、農業経済課)

(7) 研修、担当者会議等の実施について

「電気工事業立入検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」では、研修、担当者会議ともに実施がなかった。

「公益法人等立入検査」では、法人の財務会計等専門的な内容を含んだ研修は実施されているが、十分な研修時間が確保されているとは言えないものと考える。

については、「電気工事業立入検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」及び「公益法人等立入検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査等実施水準確保のための十分な研修等実施について検討されたい。

(私学・法人課、消防保安課、消費生活課)

(8) 検査等における専門性の確保について

専門職員による検査等が少ないことや法人の財務会計等専門性の高い知識習得が求められる検査等も多くなっていることから、検査等における専門性の確保に苦慮している傾向も見受けられた。

については、専門性の高い知識習得が求められる検査等においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、更なる専門性確保のための研修等の充実や公認会計士等専門的人材の導入等による検査体制の強化について検討されたい。

(各検査等所管課)

4 関係機関との連携について

-- 全体意見 --

関係機関との連携については、効率的かつ実効的な検査等の実施に当たり、適切な連携が求められる。県以外の他機関との連携のみならず、他部局機関との連携、所管課と実施機関及び実施機関同士の連携も含まれるが、監査の結果では十分ではないと思われるものが見受けられ、更なる連携の取組が必要と考えられる。

個別意見については以下のとおり。

(1) 検査等所管課と実施機関との連携について

所管課と実施機関、実施機関同士の連携については、実施体制についてでも述べたように、情報共有を含めた実施体制の確保とともに十分な連携を図られたい。

(2) 他部局機関との連携について

他部局機関との連携では、「火薬類取締法保安検査」及び「火薬類取締法立入検査」における地方振興局と警察署の連携実施が十分でなかった。

については、「火薬類取締法保安検査」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査対象、検査方法、チェック項目の調整等を行うなど効果的な連携について検討されたい。

(消防保安課、生活安全企画課)

(3) 不適正事案の対応における連携について

「特定計量器使用事業者立入検査」、「商品量目立入検査」等計量法での不適正事案の対応において、国、消費生活センター等との連携が双方向でなく計量検定所が情報提供を受け取るのみとなっていた。

については、計量検定所における計量法関係検査においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、不適正事案の対応において、適切に関係機関との連携が図られるよう、情報提供体制の見直しを検討されたい。

(計量検定所)

5 検査等結果の取扱いについて

-- 全体意見 --

検査等結果の取扱いについては、検査等に関する情報共有の観点から、組織的な検査等対応における連続性や一貫性を確保し、水準の維持向上と均質化を図るためにも、これまでの検査等において疑義があったような事例や指導等結果については、その顛末や検討過程を記録及び保管し、関係機関や関係職員間で、適時適切な情報等の共有が図られるよう配慮すべきであり、検査記録等の管理のあり方についても留意されたい。

また、日頃から継続的に情報の収集・分析を行い、事業者や団体等の業務の健全性や適切性に係る問題を把握できるよう努め、問題点の改善状況をフォローアップするなど、必要に応じた措置や改善のための働き掛けを行っていくことも肝要である。

次に、実施計画、チェック項目、適否の判断基準等、事業者の指針となるものの公表、検査等の結果や指導等に対する措置状況等の情報提供については、県民への安全安心の確保、団体等の自主的な改善、不適正事案の発生防止等内部牽制機能の実効性確保を図る上でも有意義であることから、法令等での非公表の定めがあるものや個人や法人等団体の情報保護の観点等から公表することがふさわしくないものを除き、可能な限り積極的に公表することが望ましいものと考える。

個別意見については以下のとおり。

監査の結果では、実施要綱等に基づき、おおむね適正に指導、通知、改善確認等がなされ、措置要求の確認も行われているが、一部に検査等結果の決定過程における記録の不足、指導決定の基準等が曖昧なもの、措置状況報告や改善状況の確認方法に疑問のあるもの、同じ団体等に対し同じような指導が繰り返されている事例等が見受けられ、改善が必要である。

また、検査等結果を検査等実施水準の向上に反映させるためには、結果情報の実施機関への周知及び共有が重要であるが、十分とは言えない検査等も見られ、見直しが必要である。

なお、個別団体に関する検査等結果や措置状況の公表については、行政処分等を行った際に公表する検査等も見られたが、法令等に規定が定められていないという理由や国の要領で原則非公表としていることなどから、実施状況はおおむね低調であり、見直しが必要である。

(1) 検査等結果の記録について

検査等結果の決定過程における記録の不足、指導決定の基準等が曖昧なもの、措置状況報告や改善状況の確認方法に疑問のあるもの等が見受けられたほか、各検査員個別の記録が保管されていないもの、記録の整備面に課題のある検査等が見受けられた。

検査等における各検査員の個別の記録等は、措置状況報告や改善状況の確認書類も含め、以降に実施する検査等の重要な資料であり、適切な管理及び整備が必要と思われる。

については、検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等において、検査等の有効性、効率性及び統一性の観点から、適切な管理及び整備について徹底されたい。

(各検査等所管課、各検査等実施機関)

(2) 検査等結果による指導方法について

「旅館業法立入検査」では、検査等結果の決定や団体等の指導に当たり、検査指導基準及び指導方法が明確でないことから、更新されていない保健所業務指針を参考に、処分を行っている事例が見られた。

については、「旅館業法立入検査」においては、検査等の有効性、効率性及び統一性の観点から、検査指導基準、指導方法、様式等規定の策定等について検討されたい。

(食品生活衛生課)

(3) 検査等結果による効果的指導について

「認可外保育施設指導監督」、「商工会等指導監査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」では、同じ団体等に対し同じような指導が繰り返されている事例があり、改善に向けた取組が有効に機能していないものが見受けられた。不祥事等の未然防止を図るためにも、指導の内容等を再点検し、より一層、経営管理、コンプライアンス、利用者保護に関するリスク管理、内部牽制等の充実が図られるよう、指導の在り方について検討が必要と思われる。

については、「認可外保育施設指導監督」、「商工会等指導監査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、指導方法の見直しを含め、効果的な指導の在り方を検討の上、適切な対応に努められたい。

(子育て支援課、経営金融課、農業経済課)

(4) 検査等結果の他の実施機関への周知について

検査等結果における具体的な事例等について、実施機関への周知が不足している検査等が多く見受けられた。特に、問題のあった事例については、指導徹底の観点から、迅速な周知が望まれる。

については、検査等結果の具体的な事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切な周知について検討されたい。

(各検査等所管課)

(5) 個別団体に関する検査等結果の公表について

個別検査等結果の公表については、公表基準がないものも多く、実施は低調な傾向が見られた。また、全体的な検査等実施状況についての公表がない検査等も見られた。

行政処分や指導実績については、国や地方公共団体において積極的な公表を基本とする傾向が見て取れるが、特に問題のあった事例については、個別具体的に判断する必要はあるが、県民への安全・安心の確保、また、他の検査等対象団体への周知の意味も含め、支障のない範囲で公表について検討する必要がある。

については、検査等結果の公表については、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなど、積極的な公表について検討されたい。

(各検査等所管課)

6 問題があった際の随時の検査等の対応について

全体意見

問題があった際の随時の検査等の対応については、効率的かつ実効的な検査等実施の観点から、適時適切な対応が求められるとともに、検査等実施水準の向上並びに不適正事案の防止及び抑止の観点から、適切な情報提供や公表が求められる。

個別意見については以下のとおり。

監査の結果では、計画による検査として実施するのではなく随時検査としての実施が検討されるべきと思われるものも見受けられ、改善が必要である。

また、不適正事案における検査等結果について、他の同検査等実施機関や他の同検査等対象団体に対する情報提供が実施されていないもの、迅速にはなされていないもの、不適正事案に関する公表基準がないもの及び公表を控えているものも見られ、見直しが必要である。

(1) 問題のあった際の随時検査等の対応について

随時検査等を実施するに当たっては、具体的に規定しているものが少ない状況が見られた。

については、随時検査等の対応について、検査等の有効性、効率性、実効性及び統一性の観点から、検査実施に係る実務的なマニュアル等を策定するなど、適時適切な対応ができるよう検討されたい。
(各検査等所管課)

(2) 不適正事案における検査結果等の実施機関への周知について

次に、不適正事案における検査等結果においても、検査等結果と同様に、個別団体における結果情報の実施機関への周知及び共有が重要であるが、十分とは言えない状況と思われる。

については、不適正事案における検査等結果の具体的事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切に周知されるよう検討されたい。

(各検査等所管課)

(3) 不適正事案における検査結果等の公表について

不適正事案に伴う随時検査等は大きな問題に関することが多く、行政処分を行った場合には公表する検査等が多いが、検査等対象と同様に、公表基準がなかつたり、他の検査等対象団体に対する周知も含め公表を控えているものも見られた。

については、個別及び全体の検査等結果の公表について、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなどして、積極的な公表について検討されたい。

(各検査等所管課)

第4　まとめ

今回の行政監査は、県民の生活や社会経済活動に密接に関わっている各分野の団体、事業者等において不適正な事案が散見されたことなどから、これらの団体、事業者等に対して県が法令等に基づいて行っている各種の検査、監査、立入調査等の事務事業を対象テーマとし、一部の対象検査業務を抽出して検証を実施した。

検査等業務については、社会経済情勢が大きく変化する中で、これまでの合規性などに主眼をおいた不備や欠陥の指摘指導等はもちろん、経済性、効率性及び有効性といった観点も重視されるようになってきている。

検査等業務の適切な執行は、安全で安心な社会の実現、住民福祉の向上、ひいては行政に対する信頼の確保など、質の高い行政サービスの実現につながる。

検査等の業務を所管する部所においては、適正により実効的及び効果的な指導監督を行うためにも、今回の検証結果を踏まえ、マニュアル等の整備、実効性のある実査の遂行、財務等の専門研修の強化、適切な情報提供のあり方の検討等、速やかに必要な措置を講じるなどして、検査等業務に係る適切な計画策定、進行管理、機能強化及び体制の整備に取り組まれたい。

なお、今回の行政監査の調査対象とならなかった部所にあっても、今回の監査結果を参考に自己点検を行うなど、改善すべき事項について必要な措置を講じ、適切な検査等業務の推進を図られたい。

2 監査対象検査等及び対象機関の状況(個別票)

No	1	検査等名称	私立学校学校運営状況調査		
検査等の概要	所管部局課	総務部私学・法人課			
	実施機関	私学・法人課			
	根拠法令等	私立学校法第6条、第63条、私立学校振興助成法第12条			
	目的及び内容	補助事業の実績確認及び補助金算定に関する係数把握を行うとともに、私立学校の適正な運営、健全な財務運営及び合理的な経営に資する。学校法人の運営、補助金算定の基礎数値、補助金の経理等、補助事業実績報告その他事項について検査を行う。			
	対象団体等	私立学校（法人、設置者等）			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1団体当たり人数 3	うち専門職員数 0		
	研修等の実施	無			
	関係機関連携	無			
検査実施状況	実施頻度	年1回		検査手法	実地、書面
H26	実施機関	私学・法人課			
	実施計画	有			
	対象団体数	137			
	実施計画数	137			
	実施団体数	137			
	指導団体数	18			
検査結果の処理	実施機関	私学・法人課			
	個別団体の検査結果公表	無			
	措置要求実績	有			
	措置状況確認	有			
	個別団体の措置状況公表	無			
	不適正事案の有無 (過去5年)	無			
	その他				
	主な監査意見	<私学・法人課> (実施計画及び実施体制) ・長期に実地検査が実施されていない団体あり－適切な実施計画作成と実施体制の確保 ・事業現場等の確認が不十分－実効性のある検査実施方法の検討			

No	2	検査等名称	公益法人等立入検査		
検		所管部局課	総務部私学・法人課		
査		実施機関	各法人所管課		
等		根拠法令等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条		
の		目的及び 内容	公益法人の事業の適性な運営を確保するため、事業の実施状況、財務内容、経理状況等の全般の検査を行う。		
概		対象団体等	公益法人		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有
施		検査体制	1団体当たり人数 2~3	うち専門職員数	0
体		研修等の実施	有		
制		関係機関連携	無		
検		実施頻度	3年に1回		検査手法 実地
査	H	実施機関	スポーツ課	下水道課	社会教育課
等	26	実施計画	有	有	有
実		対象団体数	6	1	20
施		実施計画数	1	1	3
状		実施団体数	1	1	3
況		指導団体数	1	0	0
検		実施機関	スポーツ課	下水道課	社会教育課
査		個別団体の検査 結果公表	無	無	無
結		措置要求実績	有	無	無
果		措置状況確認	有		
の		個別団体の措置 状況公表	無		
処					
理					
不適正事案の有無 (過去5年)		無	無	無	
その他					
主な監査意見					
<私学・法人課> (実施要綱等) ・判断基準、指導基準等が不明確－基準の策定と周知 (実施体制) ・研修等不十分－適切な研修等の実施					
<私学・法人課、スポーツ課> (実施体制) ・検査員の選定が不適切－検査等事務手続の見直し					

No	3	検査等名称	火薬類取締法保安検査						
検査等の概要	所管部局課	危機管理部消防保安課							
	実施機関	各地方振興局							
	根拠法令等	火薬類取締法第35条							
	目的及び内容	火薬類の保安の確保・維持・向上を図るため、爆発・発火の危険がある特定施設及び火薬庫を検査し、定期に、技術上の基準に適合するか、また保安確保のための組織及び方法に係る事項を実施しているかを確認する。							
	対象団体等	火薬類製造業者及び火薬庫保有者							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1団体当たり人数 1～2	うち専門職員数	0					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	無							
検査実施状況	実施頻度	年1回		検査手法	実地				
	H 26	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局					
	対象団体数	8	4						
	実施計画数	8	0						
	実施団体数	8	4						
	指導団体数	0	0						
	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局						
検査結果の処理	個別団体の検査結果公表	無	無						
	措置要求実績	無	無						
	措置状況確認								
	個別団体の措置状況公表								
不適正事案の有無 (過去5年)		無	無						
その他									
主な監査意見		<消防保安課>							
(実施計画) ・実施計画の作成、提出のない実施機関あり－適切な事務取扱の指導									
(実施体制) ・検査員1人で実施の検査あり－複数人での実施体制確保の指導 ・実施状況等の把握、指導が不十分－実施状況等の把握と指導の徹底									
(関係機関連携) ・火薬類取締法立入検査での警察との連携不十分－効果的な連携の検討									

No	4	検査等名称	電気工事業立入検査					
検査等の概要	所管部局課	危機管理部消防保安課						
	実施機関	消防保安課、各地方振興局						
	根拠法令等	電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条						
	目的及び内容	電気工事業を営む者の実態把握により、法の執行の適正化を図り、もって一般用及び自家用電気工作物の保安を確保する。登録電気工事業者等に対し、作業の管理状況、主任電気工事士の資格等について聞き取り、帳簿等の確認を行う。						
	対象団体等	登録電気工事業者等						
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	無				
	検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	0				
	研修等の実施	無						
	関係機関連携	無						
検査実施状況	実施頻度	5年に1回		検査手法	実地、書面			
	H 26	実施機関	消防保安課	県北地方振興局	会津地方振興局			
	対象団体数	5	158	185				
	実施計画数	0	112	45				
	実施団体数	0	95	33				
	指導団体数		31	5				
検査結果の処理	実施機関	消防保安課	県北地方振興局	会津地方振興局				
	個別団体の検査結果公表	無	無	無				
	措置要求実績	無	有	有				
	措置状況確認		有	有				
	個別団体の措置状況公表		無	無				
不適正事案の有無 (過去5年)		無	無	無				
その他								
主な監査意見		<消防保安課>						
(実施要綱等) ・マニュアル等無し、検査方法が不明確—マニュアル等や基準の策定								
(実施計画) ・実施計画の作成と実施のない実施機関あり—実施計画作成と実施の確保 ・検査対象事業者管理システムの管理不十分—台帳管理の適正化								
(実施体制) ・書面監査のみの実施機関あり—実施体制確保や実施方法の見直し ・実施状況等の把握、指導が不十分—実施状況等の把握と指導の徹底 ・研修等未実施—適切な研修等の実施								

No	5	検査等名称	特定商取引に関する検査		
検査等の概要	所管部局課	生活環境部消費生活課			
	実施機関	消費生活課			
	根拠法令等	特定商取引に関する法律第66条			
	目的及び内容	訪問、通信、電話勧誘販売等、消費者トラブルを生じやすい特定の取引を対象に不公正な勧誘行為等の取締りにより消費者取引の公正を確保する。			
	対象団体等	販売業者等			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	1	
	研修等の実施	有			
	関係機関連携	有			
検査実施状況	実施頻度	問題のあった際に実施		検査手法	実地、書面
	H	実施機関	消費生活課		
	26	実施計画	無		
	対象団体数				
	実施計画数	0			
	実施団体数	3			
検査結果の処理	指導団体数	1			
	実施機関	消費生活課			
	個別団体の検査結果公表	有			
	措置要求実績	有			
	措置状況確認	有			
	個別団体の措置状況公表	有			
不適正事案の有無 (過去 5 年)		有			
その他					
主な監査意見					

No	6	検査等名称	割賦販売法立入検査		
検査等の概要	所管部局課	生活環境部消費生活課			
	実施機関	消費生活課			
	根拠法令等	割賦販売法第41条			
	目的及び内容	割賦販売等に係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、購入者等の利益を保護し、併せて商品等の流通及び役務の提供を円滑にすることを目的とする。対象は商品の引渡し又は政令で定める役務（婚礼、葬儀等）の提供に先立って商品の代金又は指定役務の対価の全部又は一部を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領するものをいう。			
	対象団体等	許可割賦販売業者（互助会、友の会）			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1団体当たり人数 3	うち専門職員数 0		
検査実施状況	研修等の実施	有			
	関係機関連携	有			
検査実施状況	実施頻度	4～7年に1回		検査手法	実地、書面
H26	実施機関	消費生活課			
	実施計画	有			
実施状況	対象団体数	11			
	実施計画数	2			
	実施団体数	2			
	指導団体数	2			
検査結果の処理	実施機関	消費生活課			
	個別団体の検査結果公表	無			
	措置要求実績	有			
	措置状況確認	有			
	個別団体の措置状況公表	無			
不適正事案の有無(過去5年)	有				
その他					
主な監査意見					

No	7	検査等名称	家庭用品品質表示法立入検査		
検査等の概要	所管部局課	生活環境部消費生活課			
	実施機関	各地方振興局			
	根拠法令等	家庭用品品質表示法第19条			
	目的及び内容	消費者が日常使用する家庭用品について品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を定め、それらの品目の品質表示を適正で分かりやすくすることにより消費者利益を保護する事を目的とする。通常生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際し品質を識別することが困難で、特に品質を識別する必要性の高いものが、「品質表示の必要な家庭用品」として政令により指定されている。			
	対象団体等	製造、販売、表示業者等			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1 団体当たり人数 1～2	うち専門職員数	0	
	研修等の実施	無			
	関係機関連携	無			
検査等実施状況	実施頻度	選定対象団体を年1回		検査手法	実地
H 26	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局		
	実施計画	有	有		
	対象団体数				
	実施計画数	2	2		
	実施団体数	2	2		
	指導団体数	0	0		
検査結果の処理	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局		
	個別団体の検査結果公表	無	無		
	措置要求実績	無	無		
	措置状況確認				
	個別団体の措置状況公表				
	不適正事案の有無 (過去5年)	無	無		
	その他				
	主な監査意見	<消費生活課>			
	(実施計画)	・実施対象選定と実施件数等不適切—対象選定、実施件数及び方法の見直し			
	(実施体制)	・検査員1人で実施の検査あり—複数人での実施体制確保の指導 ・研修等未実施—適切な研修等の実施			

No	8	検査等名称	消費生活用製品安全法立入検査		
検査等の概要	所管部局課	生活環境部消費生活課			
	実施機関	各地方振興局			
	根拠法令等	消費生活用製品安全法第41条			
	目的及び内容	<p>消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性を確保することを目的とする。</p> <p>消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品については、国が定めた技術上の基準に適合した旨の表示であるPSCマークがないと販売できず、規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定製品」とその中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」がある。</p>			
	対象団体等	特定製品販売事業者			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1団体当たり人数 1~2	うち専門職員数	0	
	研修等の実施	無			
	関係機関連携	無			
検査等実施状況	実施頻度	選定対象団体を年1回		検査手法	実地
H26	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局		
	実施計画	有	有		
	対象団体数				
	実施計画数	2	2		
	実施団体数	2	2		
	指導団体数	0	0		
検査結果の処理	実施機関	県北地方振興局	会津地方振興局		
	個別団体の検査結果公表	無	無		
	措置要求実績	無	無		
	措置状況確認				
	個別団体の措置状況公表				
	不適正事案の有無 (過去5年)	無	無		
	その他				
	主な監査意見	<消費生活課>			
	(実施計画)	・実施対象選定と実施件数等不適切－対象選定、実施件数及び方法の見直し			
	(実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査員1人で実施の検査あり－複数人での実施体制確保の指導 ・研修等未実施－適切な研修等の実施 			

No	9	検査等名称	社会福祉施設指導監査		
検査等の概要	所管部局課	保健福祉部福祉監査課			
	実施機関	福祉監査課、各保健福祉事務所（いわき地方振興局）			
	根拠法令等	社会福祉法第70条、生活保護法第44条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第11条、第81条、児童福祉法第46条			
	目的及び内容	施設最低基準及び通知による施設運営等が行われているか、指導監査を行うことによって、適正な施設運営と利用者処遇の確保を図る。施設運営を行っていく中で、人員や設備が十分であるかという観点から業務執行の状況を確認するほか、経営が適正になされているかという観点から会計の状況を確認する。			
	対象団体等	社会福祉施設			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	0	
実施状況	研修等の実施	有			
	関係機関連携	有			
検査等実施状況	実施頻度	2年に1回（児童福祉施設は年1回）	検査手法	実地、書面	
H 26	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所	
実施状況	実施計画	有	有（認可保育所）	有（認可保育所）	
	対象団体数	223	41	25	
	実施計画数	124	41	25	
	実施団体数	124	41	25	
	指導団体数	99	1	12	
検査結果の処理	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所	
	個別団体の検査 結果公表	無	無	無	
	措置要求実績	有	有	有	
	措置状況確認	有	有	有	
	個別団体の措置 状況公表	無	無	無	
	不適正事案の有無 (過去5年)	有	無	無	
	その他				
	主な監査意見				

No	10	検査等名称	介護保険事業者指導監査					
検査等の概要	所管部局課	保健福祉部福祉監査課						
	実施機関	福祉監査課、各保健福祉事務所						
	根拠法令等	介護保険法第24条、第76条、第83条ほか						
	目的及び内容	介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、県の指定する介護保険事業者の人員、設備及び運営が適切であるか並びに介護報酬の請求が適切であるかについて確認及び指導を行う。						
	対象団体等	指定介護保険事業者						
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有				
	検査体制	1 団体当たり人数 3	うち専門職員数	1				
	研修等の実施	有						
	関係機関連携	有						
検査実施状況	実施頻度	おおむね 4 年に 1 回		検査手法	実地			
	H 26	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所			
	実施計画	有	有	有				
	対象団体数	3,023	左に含む	同左				
	実施計画数	273	〃	〃				
	実施団体数	286	〃	〃				
	指導団体数	203	〃	〃				
検査結果の処理	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所				
	個別団体の検査 結果公表	無	無	無				
	措置要求実績	有	有	有				
	措置状況確認	有	有	有				
	個別団体の措置 状況公表	一部有	一部有	一部有				
不適正事案の有無 (過去 5 年)		有	有	有				
その他								
主な監査意見		< 福祉監査課 >						
(実施計画) ・長期に実地検査が実施されていない団体あり－適切な実施計画作成と実施の確保								
(実施体制) ・所管課や実施機関間の情報共有不足－早期の情報共有方法等の見直し								

No	11	検査等名称	指定障害福祉サービス事業者等指導監査						
検査等の概要	所管部局課	保健福祉部福祉監査課							
	実施機関	福祉監査課、各保健福祉事務所（いわき地方振興局）							
	根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第11条の2、第48条ほか							
	目的及び内容	自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービス等の取扱い及び給付費等の請求に関する事項等についての周知徹底を目的とし、確認及び指導を行う。							
	対象団体等	指定障害福祉サービス事業者等							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	無					
	検査体制	1団体当たり人数 3	うち専門職員数	1					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	有							
検査実施状況	実施頻度	おおむね2～3年に1回		検査手法	実地				
	H26	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所				
	実施計画	有	有	有					
	対象団体数	1,083	左に含む	同左					
	実施計画数	103	〃	〃					
	実施団体数	128	〃	〃					
	指導団体数	70	〃	〃					
検査結果の処理	実施機関	福祉監査課、各保健 福祉事務所	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所					
	個別団体の検査 結果公表	無	無	無					
	措置要求実績	有	有	有					
	措置状況確認	有	有	有					
	個別団体の措置 状況公表	一部有	一部有	一部有					
不適正事案の有無 (過去5年)		有	有	有					
その他									
主な監査意見		<福祉監査課>							
(実施要綱等) ・チェックリストが不明確—わかりやすいマニュアル等の策定									
(実施計画) ・長期に実地検査が実施されていない団体あり—適切な実施計画作成と実施の確保									

No	12	検査等名称	旅館業法立入検査		
検		所管部局課	保健福祉部食品生活衛生課		
査		実施機関	各保健福祉事務所		
等		根拠法令等	旅館業法第7条		
の		目的及び 内容	旅館等施設の衛生確保を目的とし、旅館等営業施設の管理状況等の検査を行う。		
概		対象団体等	旅館、ホテル等営業施設		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	無
施		検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	2
体		研修等の実施	有		
制		関係機関連携	有		
検		実施頻度	年 1 回	検査手法	実地、書面
査	H	実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所	
等	26	実施計画	有	有	
実		対象団体数	333	303	
施		実施計画数	333	175	
状		実施団体数	179	70	
況		指導団体数	0	0	
検		実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所	
査		個別団体の検査	無	無	
結		結果公表			
果		措置要求実績	無	無	
の		措置状況確認			
処		個別団体の措置			
理		状況公表			
不		不適正事案の有無 (過去 5 年)	有	有	
適		その他			
正		主な監査意見	<食品生活衛生課>		
		(実施要綱等)	・マニュアル等無し、検査基準が不明確—マニュアル等や基準の策定		
		(実施計画)	・実施計画と実施件数の乖離あり—適切な実施計画の作成と実施 ・検査対象事業者把握のための台帳管理システムの活用不十分—マニュアルの活用や周知徹底 ・長期に実地検査が実施されていない団体あり—適切な実施計画作成と実施の確保		
		(検査等結果)	・結果に基づく指導方法等不明確—指導基準、指導方法等の策定		

No	13	検査等名称	食品営業施設監視						
検査等の概要	所管部局課	保健福祉部食品生活衛生課							
	実施機関	各保健福祉事務所							
	根拠法令等	食品衛生法第28条ほか							
	目的及び内容	食品等の生産から消費に至る各段階における食品衛生上の危害を未然に防止し、県民の健康を保護するため、食品等の製造、加工、販売施設及び集団給食施設の立入調査を実施し、食品衛生上必要な助言、指導等を行う。							
	対象団体等	食品関連施設							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1団体当たり人数 1～2	うち専門職員数	1～2					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	無							
検査実施状況	実施頻度	年1回以上		検査手法	実地、書面				
	H 26	実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所					
	対象団体数	有	有						
	実施計画数	17,141	5,146						
	実施団体数	16,693	697						
	指導団体数	4,150	315						
	指導団体数	25	4						
検査結果の処理	実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所						
	個別団体の検査結果公表	一部有	一部有						
	措置要求実績	有	有						
	措置状況確認	有	有						
	個別団体の措置状況公表	一部有	一部有						
	不適正事案の有無 (過去5年)	有	有						
その他									
主な監査意見		<食品生活衛生課>							
(実施計画) ・実施計画と実施件数の乖離あり－適切な実施計画の作成と実施 ・長期に実地検査が実施されていない団体あり－適切な実施計画作成と実施の確保									
(実施体制) ・検査員1人で実施の検査あり－複数人での実施体制確保の指導									

No	14	検査等名称	食品安全対策監視				
検査等の概要	所管部局課	保健福祉部食品生活衛生課					
	実施機関	各保健福祉事務所					
	根拠法令等	食品衛生法第28条ほか					
	目的及び内容	県内において、生産、製造、加工、販売等される食品の安全性の確保を図るため、食品等の製造、加工又は販売施設及び集団給食施設を対象として、消費者等に提供される食品について、病原微生物、残留農薬、食品添加物等の微生物検査又は理化学検査を実施する。					
	対象団体等	食品関連事業者					
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有			
	検査体制	1 団体当たり人数	2	うち専門職員数	2		
	研修等の実施	有					
	関係機関連携	有					
検査実施状況	実施頻度	年 1回以上		検査手法	実地、書面		
	H 26	実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所			
		実施計画	有	有			
		対象団体数	17, 141	5, 146			
		実施計画数	600	300			
		実施団体数	448	253			
		指導団体数	4	1			
検査結果の処理	実施機関	県北保健福祉事務所	相双保健福祉事務所				
	個別団体の検査結果公表	一部有	一部有				
	措置要求実績	有	有				
	措置状況確認	有	有				
	個別団体の措置状況公表	一部有	一部有				
不適正事案の有無 (過去 5 年)		有	有				
その他							
主な監査意見							

No	15	検査等名称	認可外保育施設指導監督		
検		所管部局課	保健福祉部こども未来局子育て支援課		
査		実施機関	各保健福祉事務所		
等		根拠法令等	児童福祉法第59条		
の		目的及び 内容	児童福祉法に定める認可を受けずに運営される保育施設の適切な運営状況の確認と指導を行う。		
概		対象団体等	認可外保育施設		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有
施		検査体制	1 団体当たり人数 1～2	うち専門職員数	0
体		研修等の実施	有		
制		関係機関連携	有		
検		実施頻度	年1回	検査手法	実地、書面
査	H	実施機関	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所	
等	26	実施計画	有	有	
実		対象団体数	28	12	
施		実施計画数	28	12	
状		実施団体数	28	12	
況		指導団体数	10	3	
検		実施機関	県中保健福祉事務所	県南保健福祉事務所	
査		個別団体の検査 結果公表	無	無	
結		措置要求実績	有	有	
果		措置状況確認	有	有	
の		個別団体の措置 状況公表	無	無	
処		不適正事案の有無 (過去5年)	無	有	
理		その他			
		主な監査意見	<子育て支援課>		
		(実施計画)	・実施計画の期限内提出がないものあり－適切な事務取扱いの指導等		
		(実施体制)	・検査員1人で実施の検査あり－複数人での実施体制確保の指導 ・定例的な書面監査の傾向あり－実施体制確保や実施方法の見直し等		
		(検査等結果)	・同じような指導が続く団体あり－指導方法の見直し等		

No	16	検査等名称	特定計量器使用事業者立入検査						
検査等の概要	所管部局課	商工労働部商工総務課							
	実施機関	計量検定所							
	根拠法令等	計量法第148条							
	目的及び内容	適正な計量の実施と消費者の安全・安心を確保するため、事業者が検定有効期限切れや定期検査を受検していない特定計量器を取り・証明に使用していないか、また、使用方法が適正であるか等、管理台帳や現物の確認を行う。							
	対象団体等	ガス、水道、燃料、食品等販売事業者							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	0					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	無							
検査実施状況	実施頻度	おおむね 5、6 年に 1 回		検査手法	実地				
	H 26	実施機関	計量検定所						
	対象団体数	有							
	実施計画数	2,700							
	実施団体数	140							
	指導団体数	142							
検査結果の処理	実施機関	計量検定所							
	個別団体の検査結果公表	無							
	措置要求実績	有							
	措置状況確認	有							
	個別団体の措置状況公表	一部有							
	不適正事案の有無 (過去 5 年)	有							
その他									
主な監査意見		<計量検定所>							
(実施計画) ・長期に実地検査が実施されていない団体あり－適切な実施計画作成と実施の確保									
(関係機関連携) ・不適正事案対応での連携不十分－情報提供体制の見直し									

No	17	検査等名称	商工会等立入検査		
検		所管部局課	商工労働部経営金融課		
査		実施機関	経営金融課、各地方振興局		
等		根拠法令等	商工会法第50条、第58条、商工会議所法第58条		
の		目的及び 内容	団体等の健全な運営の確保のため、業務運営の状況、会計の状況等、商工会等の運営全般について確認する。		
概		対象団体等	商工会、商工会議所、県商工会連合会		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有
施		検査体制	1 団体当たり人数 6～10	うち専門職員数	0
体		研修等の実施	無		
制		関係機関連携	有		
検		実施頻度	問題のあった際に実施		検査手法
査	H	実施機関	経営金融課、各地方振興局		
等	26	実施計画	無		
実		対象団体数	100		
施		実施計画数	0		
状		実施団体数	1		
況		指導団体数	1		
検		実施機関	経営金融課、各地方振興局		
査		個別団体の検査	一部有		
結		結果公表			
果		措置要求実績	有		
の		措置状況確認	有		
処		個別団体の措置	無		
理		状況公表			
		不適正事案の有無 (過去5年)	有		
		その他			
		主な監査意見	<経営金融課>		
			(実施計画)・事業現場等の確認が不十分－実効性のある検査実施方法の検討		

No	18	検査等名称	商工会等指導監査		
検		所管部局課	商工労働部経営金融課		
査		実施機関	経営金融課、各地方振興局		
等		根拠法令等	福島県商工会等指導監査実施要領		
の		目的及び 内容	団体等の健全な運営の確保のため、業務運営の状況、会計の状況等、商工会等の運営全般について確認及び指導する。		
概		対象団体等	商工会、商工会議所、県商工会連合会		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有
施		検査体制	1 団体当たり人数 3～6	うち専門職員数	0
体		研修等の実施	有		
制		関係機関連携	有		
検		実施頻度	2年に1回		検査手法 実地
査	H	実施機関	経営金融課、各地方振興局	県北地方振興局	会津地方振興局
等	26	実施計画	有	有	有
実		対象団体数	100	(13)	(15)
施		実施計画数	44	(7)	(8)
状		実施団体数	44	(7)	(8)
況		指導団体数	40	(7)	(8)
検		実施機関	経営金融課、各地方振興局	県北地方振興局	会津地方振興局
査		個別団体の検査 結果公表	無	無	無
結		措置要求実績	有	有	有
果		措置状況確認	有	有	有
の		個別団体の措置 状況公表	無	無	無
処		不適正事案の有無 (過去5年)	有	有	無
理		その他			
		主な監査意見	<経営金融課>		
		(実施計画)	・事業現場等の確認が不十分－実効性のある検査実施方法の検討		
		(実施体制)	・所管課や実施機関間の情報共有不足－早期の情報共有方法等の見直し		
		(検査等結果)	・同じような指導が続く団体あり－指導方法の見直し等		

No	19	検査等名称	農業協同組合検査						
検査等の概要	所管部局課	農林水産部農業経済課							
	実施機関	農業経済課、各農林事務所							
	根拠法令等	農業協同組合法第94条							
	目的及び内容	農業協同組合の健全な発展を図るため、合法性、合目的性及び合理性の観点から、農業協同組合の業務運営及び会計処理状況を検査し、業務運営上必要な改善、整備等の指導を行う。							
	対象団体等	農業協同組合							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1団体当たり人数 4~10	うち専門職員数	0					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	有							
検査実施状況	実施頻度	年1回（常例検査）		検査手法	実地				
	H	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所				
	26	実施計画	有	有	有				
	対象団体数	17	左に含む	同左					
	実施計画数	16	〃	〃					
	実施団体数	16	〃	〃					
検査結果の処理	指導団体数	16	〃	〃					
	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所					
	個別団体の検査結果公表	無	無	無					
	措置要求実績	有	有	有					
	措置状況確認	有	有	有					
不適正事案の有無 (過去5年)	個別団体の措置状況公表	無	無	無					
		有	無	有					
その他		平成28年3月1日に大規模合併							
主な監査意見		<農業経済課>							
(実施計画) ・専門農協について長期に実地検査が実施されていない団体あり－実施計画見直しと実施の確保									
(実施体制) ・所管課や実施機関間の情報共有不足－早期の情報共有方法等の見直し									

No	20	検査等名称	森林組合検査						
検査等の概要	所管部局課	農林水産部農業経済課							
	実施機関	農業経済課、各農林事務所							
	根拠法令等	森林組合法第111条							
	目的及び内容	森林組合等の正常な事業運営を促進し農林水産業の健全な発達に資することを目的とし、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を検査し、個別指導を行う。							
	対象団体等	森林組合							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1団体当たり人数 2~6	うち専門職員数	0					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	有							
検査実施状況	実施頻度	3年に2回程度		検査手法	実地				
	H	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所				
	26	実施計画	有	有	有				
	対象団体数	18	(2)	(1)					
	実施計画数	5	(0)	(0)					
	実施団体数	5	(0)	(0)					
検査結果の処理	指導団体数	5	(0)	(0)					
	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所					
	個別団体の検査結果公表	無	無	無					
	措置要求実績	有	有	有					
	措置状況確認	有	有	有					
不適正事案の有無 (過去5年)	個別団体の措置状況公表	無	無	無					
		無	無	無					
その他									
主な監査意見		<農業経済課>							
(実施計画) ・毎年実施とされる検査が3年に2回となっている－実施計画見直しと実施の確保									
(実施体制) ・所管課や実施機関間の情報共有不足－早期の情報共有方法等の見直し									
(検査等結果) ・同じような指導が続く団体あり－指導方法の見直し等									

No	21	検査等名称	農業共済組合検査		
検査等の概要	所管部局課	農林水産部農業経済課			
	実施機関	農業経済課、各農林事務所			
	根拠法令等	農業灾害補償法第142条の3			
	目的及び内容	多額の国費が投入されている農業共済組合の農業災害補償制度の目的に沿った健全かつ適正な業務運営の確保を図るため、運営、事業経営及び事務処理について検査を行う。			
	対象団体等	農業共済組合			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1団体当たり人数 3～6	うち専門職員数	0	
	研修等の実施	有			
	関係機関連携	有			
検査実施状況	実施頻度	年1回		検査手法	実地、書面
	H26	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所
	対象団体数	有	有	有	
	実施計画数	2	左に含む	同左	
	実施団体数	2	〃	〃	
	指導団体数	2	〃	〃	
検査結果の処理	実施機関	農業経済課、各農林事務所	県南農林事務所	いわき農林事務所	
	個別団体の検査結果公表	無	無	無	
	措置要求実績	有	有	有	
	措置状況確認	有	有	有	
	個別団体の措置状況公表	無	無	無	
不適正事案の有無 (過去5年)		有	有	有	
その他		平成28年以降、団体等の合併・統合予定あり			
主な監査意見		<農業経済課>			
(実施計画)・事業現場等の確認実績がない一実効性のある検査実施方法の検討					

No	22	検査等名称	水産業協同組合検査						
検査等の概要	所管部局課	農林水産部農業経済課							
	実施機関	農業経済課、水産事務所							
	根拠法令等	水産業協同組合法第123条							
	目的及び内容	組合等の正常な事業運営を促進し農林水産業の健全な発達に資することを目的とし、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を検査し、個別指導を行う。							
	対象団体等	漁業協同組合、水産加工業協同組合等							
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有					
	検査体制	1団体当たり人数 3～5	うち専門職員数	0					
	研修等の実施	有							
	関係機関連携	有							
検査実施状況	実施頻度	3年に1回程度		検査手法	実地				
	H	実施機関	農業経済課、水産事務所	農業経済課	水産事務所				
	26	実施計画	有	有	有				
	対象団体数	16	7	4					
	実施計画数	4	3	1					
	実施団体数	5	3	1					
	指導団体数	5	3	1					
検査結果の処理	実施機関	農業経済課、水産事務所	農業経済課	水産事務所					
	個別団体の検査結果公表	無	無	無					
	措置要求実績	有	有	有					
	措置状況確認	有	有	有					
	個別団体の措置状況公表	無	無	無					
不適正事案の有無 (過去5年)		無	無	無					
その他									
主な監査意見		<農業経済課>							
(実施計画) ・毎年実施とされる検査が3年に1回となっている－実施計画見直しと実施の確保									
(実施体制) ・所管課や実施機関間の情報共有不足－早期の情報共有方法等の見直し									
(検査等結果) ・同じような指導が続く団体あり－指導方法の見直し等									

No	23	検査等名称	警備業法立入検査		
検		所管部局課	警察本部生活安全部生活安全企画課		
査		実施機関	生活安全企画課、各警察署		
等		根拠法令等	警備業法第47条		
の		目的及び 内容	警備業務の適正な実施を確保するため、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、実施状況を確認する。		
概		対象団体等	警備業者		
要					
実		実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有
施		検査体制	1 団体当たり人数 2	うち専門職員数	2
体		研修等の実施	有		
制		関係機関連携	有		
検		実施頻度	3～5年に1回程度		検査手法 実地
査	H	実施機関	生活安全企画課、各警察署		
等	26	実施計画	無		
実		対象団体数	274		
施		実施計画数	0		
状		実施団体数	11		
況		指導団体数	0		
検		実施機関	生活安全企画課、各警察署		
査		個別団体の検査	無		
結		結果公表			
果		措置要求実績	有		
の		措置状況確認	有		
処		個別団体の措置	無		
理		状況公表			
		不適正事案の有無 (過去 5 年)	無		
		その他			
		主な監査意見	<生活安全企画課> (実施要綱等) ・文書保存期間が短く検査記録の廃棄あり－検査記録保存期間と廃棄時期の見直し		

No	24	検査等名称	火薬類取締法立入検査		
検査等の概要	所管部局課	警察本部生活安全部生活安全企画課			
	実施機関	各警察署			
	根拠法令等	火薬類取締法第43条			
	目的及び内容	火薬類の保安の確保・維持・向上を図るため、火薬類の不正流出による犯罪又は災害事故の防止の観点から、火薬類の保管管理の状況を確認する。			
	対象団体等	火薬類製造所、販売所、火薬庫等			
実施体制	実施要綱等整備	有	マニュアル等整備	有	
	検査体制	1 団体当たり人数 1～2	うち専門職員数	1～2	
	研修等の実施	有			
	関係機関連携	無			
検査実施状況	実施頻度	年1回		検査手法	実地
H 26	実施機関	福島警察署	郡山警察署		
	実施計画	有	有		
	対象団体数	6	7		
	実施計画数	6	7		
	実施団体数	6	7		
	指導団体数	0	0		
検査結果	実施機関	福島警察署	郡山警察署		
	個別団体の検査結果公表	無	無		
	措置要求実績	無	無		
の処理	措置状況確認				
	個別団体の措置状況公表				
	不適正事案の有無 (過去5年)	無	無		
	その他				
	主な監査意見	<生活安全企画課>			
	(実施要綱等)	・文書保存期間が短く検査記録の廃棄あり－検査記録保存期間と廃棄時期の見直し			
	(実施計画)	・実施計画の作成、提出のない実施機関あり－適切な事務取扱いの指導			
	(実施体制)	・検査員1人で実施の検査あり－複数人での実施体制確保の指導 ・実施状況等の把握、指導が不十分－実施状況等の把握と指導の徹底			
	(関係機関連携)	・同立入検査での地方振興局との連携不十分－効果的な連携の検討			

3 事前調査における検査等種別一覧

No.	部局等	所管課等	実施機関	検査等の名称	監査等の根拠法令等	対象団体等の種別	監査 対象 検査
1	総務部	行政経営課	各公社等所管課	公社等外郭団体運営状況等に関する調査、点検評価	公社等外郭団体への関与等に関する指針	公社等外郭団体	
2		文書法務課	文書法務課	行政書士又は行政書士法人に対する立入検査	行政書士法第13条の22	行政書士又は行政書士法人	
3		私学・法人課	各法人所管課	公益法人等立入検査	公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第27条	公益法人	○
4		私学・法人課	私立学校学校運営状況調査	私立学校法6条及び64条、私立学校振興助成法12条第1項	学校法人、宗教法人、個人		○
5		市町村行政課	市町村行政課	地方公務員共済組合法第144条の27、第144条の29	地方公務員等共済組合法第144条の27、第144条の29	市町村職員共済組合	
6	危機 管理部	消防保安課	各地方振興局	高圧ガス保安法保安検査、立入検査	高圧ガス保安法第35条、第62条	第一種製造事業者	
7				液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条	液化石油ガス販売事業者等	
8				火薬類取締法保安検査	火薬類取締法第35条	火薬類製造業者及び火薬庫保有者	○
9				火薬類取締法立入検査	火薬類取締法第43条	火薬類製造所、販売所、火薬庫等	
10				武器等製造法立入検査	武器等製造法第25条	獵銃等製造事業者又は販売事業者	
11				電気工事業立入検査	電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条	登録電気工事業者等	○
12				原子力安全対策課	東京電力第一原子力発電所への立入調査	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書第7条	東京電力株式会社
13	企画 調整部	統計課	統計課	基幹統計調査の立入検査等	統計法第15条	事業所等	
14		文化振興課	文化振興課	特定非営利活動法人の報告及び検査	特定非営利活動促進法第41条	特定非営利活動法人	
15	消費 環境部	消費生活課	各地方振興局	特定商取引に関する検査	特定商取引に関する法律第66条	販売業者等	○
16				割賦販売法立入検査	割賦販売法第41条	許可割賦販売業者(互助会、友の会)	○
17				消費生活協同組合法による検査	消費生活組合法第94条	消費生活協同組合	
18				不当景品類及び不当表示防止法立入検査	不当景品類及び不当表示防止法第9条	販売業者等	
19			各地方振興局	電気用品安全法立入検査	電気用品安全法第46条	電気用品販売事業者	
20				家庭用品品質表示法立入検査	家庭用品品質表示法第19条	製造、販売、表示業者等	○
21				消費生活用製品安全法立入検査	消費生活用製品安全法第41条	特定製品販売事業者	○
22		生活交通課	生活交通課	地方バス路線乗降実態調査	福島県地方バス路線乗降実態調査実施要領	バス事業者	
23	水・大気環 境課	各地方振興局	ばい煙発生施設等立入検査	大気汚染防止法第26条	届出工場、事業場		
24			ばい煙指定施設等立入検査	福島県生活環境の保全等に関する条例第97条	ばい煙指定施設設置工場・事業場		
25			特定施設、有害物質貯蔵指定施設立入調査、指導監査	水質汚濁防止法第22条	特定施設、有害物質貯蔵指定施設		
26			特定施設設置事業者に対する報告微取、特定事業場立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第34条	特定施設設置事業者		
27			第一種フロン類充填回収業者等に対する立入検査	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条	特定製品管理者、整備者、廃棄等実施者等		
28			土壤汚染対策法に基づく調査	土壤汚染対策法第54条	土地所有者		

